

宮津市公報

令和3年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	1
2 宮津市部設置条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	1
4 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	2
5 宮津市まち・ひと・しごと創生基金条例	4
6 宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例	5
7 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例	5
8 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
9 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
10 宮津市保育所条例の一部を改正する条例	7
11 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を 改正する条例	8
12 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	8
13 宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例	9
14 宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例	10
15 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例	11
16 宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例	11
17 宮津市市税条例の一部を改正する条例	11
18 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	15

規 則

1 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	16
2 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	16
3 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	18
4 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	19
5 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則	19
6 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則を廃止する規則	21
7 宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	21
8 宮津市民体育館条例施行規則	21
9 宮津市スポーツ推進委員に関する規則	24
10 宮津市学校給食徴収条例施行規則の一部を改正する規則	25
11 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	26

告 示

17 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（大島自治会）	26
18 宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱を廃止する要綱	26
19 宮津市金入設計書の情報提供に関する要綱	26
20 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱	27
21 森林法に基づく宮津市森林整備計画の縦覧	28
22 宮津市の公の施設に係る指定管理者の指定	28

23 宮津運動公園の利用料金の承認	28
24 宮津市 B & G 海洋センターの利用料金の承認	29
25 宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	30
26 宮津市林業振興センターの利用料金の承認	31
27 宮津市海洋つり場の利用料金の承認	31
28 伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務委託及び与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務委託に関連する規約の廃止	32
29 宮津市認知症高齢者等位置検索サービス利用支援事業補助金交付要綱	32
30 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱	33
31 宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱	33
32 宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱	34
33 宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱	34
34 宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱	35
35 宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱	35
36 宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱	36
37 宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱	37
38 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱	38
39 宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	41
40 宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱	42
41 宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	43
42 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約	43
43 令和 3 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	44
44 令和 3 年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	44
45 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	44
46 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	45
47 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	45
48 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	45
49 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	45
50 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	47
51 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	47
52 宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	47
53 宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	47
54 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	48
55 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	48
56 市府民税等の収納の事務委託	48
57 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	49
58 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更(宮津市海洋つり場)	50
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	50
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(麻しん、風しん)	52
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(日本脳炎)	53
62 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒブ感染症)	54
63 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(小児の肺炎球菌感染症)	55
64 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(子宮頸がん予防)	56
65 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(水痘)	57
66 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(B 型肝炎)	58
67 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ロタウイルス感染症)	59
68 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(高齢者の肺炎球菌感染症)	60
69 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(結核)	61
70 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(溝尻自治会)	62

71 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（小寺自治会）	62
72 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（由良脇自治会）	62
73 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中津自治会）	63
74 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（新宮自治会）	63
75 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（浜野路自治会）	63
76 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（由良宮本自治会）	64
77 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（中村自治会）	64

訓 令

1 宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程	64
2 宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程	66
3 私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱	66

公 告

8 消防訓練における消防車のサイレン吹鳴	67
9 公示送達	67
10 農用地利用集積計画の縦覧	67

水 道 企 業

《上下水道告示》

3 宮津市水道使用料金等口座振替収納事務取扱要綱	67
4 宮津市指定給水装置工事事業者の廃止	68
5 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の辞退	68
6 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定	68
7 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	68
8 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	69
9 水道使用料金等収納の事務委託	69
10 水道使用料金等徴収の事務委託	69

《規 程》

1 宮津市水道事業及び下水道事業処務規程の一部を改正する規程	70
--------------------------------	----

《公 告》

1 公共下水道受益者負担金を賦課する区域	70
----------------------	----

議 会

《規 則》

1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則	70
-----------------------	----

教 育 委 員 会

《規 則》

1 宮津市学校給食委員会規則の一部を改正する規則	71
2 重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則	71
3 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則	71
4 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則	72
5 宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則	72
6 宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則	73

《 告 示 》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	73
5 宮津市教育委員会定例会の招集	73
6 宮津市公の施設に係る指定管理者の指定	73
7 宮津市民体育館の利用料金の承認	74
8 みやづ歴史の館の利用料金の承認	76
9 宮津市中央公民館の利用料金の承認	79
10 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認	80
11 宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱	81
12 宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱	81
13 宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱	82
14 宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱	82

《 訓 令 》

1 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の旧姓使用の取扱いに関する規程	83
2 宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程の一部を改正する規程	85
3 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程	85

—— 選挙管理委員会 ——

《 告 示 》

4 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	85
---------------------------------	----

—— 公 平 委 員 会 ——

《 規 則 》

1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	90
----------------------------------	----

—— 監 査 委 員 ——

《 監 査 公 表 》

90 住民監査請求監査結果の公表	90
91 定期監査結果の公表	104

—— 農 業 委 員 会 ——

《 告 示 》

3 宮津市農業委員会定例総会の招集	110
4 宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程	110

条 例

宮津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 18 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 1 号

宮津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 18 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 2 号

宮津市部設置条例の一部を改正する条例

宮津市部設置条例（平成28年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民部」を「市民環境部」に改める。

第 2 条総務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 法規及び文書に関すること。
- (2) 姉妹友好都市に関すること。
- (3) 情報化の推進に関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 消防及び防災に関すること。

第 2 条企画財政部の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 文化及びスポーツの振興に関すること。

第 2 条市民部の項を次のように改める。

市民環境部

- (1) 住民基本台帳、戸籍等に関すること。
- (2) 人権政策に関すること。
- (3) 脱炭素社会に関すること。
- (4) 環境衛生に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

第 2 条建設部の項中第 6 号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 3 号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和 3 年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改める。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「令和 3 年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 4 号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	報酬の額
(1) 教育委員会の委員	月額 72,000円
(2) 選挙管理委員会の委員長	同 20,000円
(3) 同委員	同 12,000円
(4) 公平委員会の委員長	年額 105,000円
(5) 同委員	同 60,000円
(6) 識見を有する者から選出された監査委員	月額 120,000円
(7) 議会の議員から選出された監査委員	同 30,000円
(8) 農業委員会の会長	年額 210,000円
(9) 同委員	同 160,000円
(10) 農地利用最適化推進委員	同 160,000円
(11) 固定資産評価審査委員会の委員長	日額 11,000円
(12) 同委員	同 9,000円
(13) 防災会議委員	同 7,500円
(14) 国民保護協議会委員（幹事及び専門委員を含む。）	同 7,500円
(15) 民生委員推薦会の会長	同 9,000円
(16) 同委員	同 7,500円
(17) 国民健康保険運営協議会の会長	同 11,000円
(18) 同委員	同 9,000円
(19) 財産区管理会の会長	年額 90,000円以内
(20) 同委員	同 35,000円以内

(21) 投票所の投票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、1回につき、当該各号に定める額
(22) 期日前投票所の投票管理者	
(23) 開票管理者	
(24) 選挙長	
(25) 投票所の投票立会人	
(26) 期日前投票所の投票立会人	
(27) 開票立会人	
(28) 選挙立会人	
(29) 介護認定審査会委員	日額 17,200円
(30) 障害者介護給付費等支給認定審査会委員	同 17,200円
(31) 休日応急診療所運営委員会委員	同 5,000円
(32) 前3号に掲げる者以外の者で、法令又は条例等により設けられた委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員長等	同 9,000円（医師、弁護士、大学教授その他市長がこれに準ずると認める者である場合は、20,000円）
(33) 同委員	同 7,500円（医師、弁護士、大学教授その他市長がこれに準ずると認める者である場合は、17,200円）
(34) 産業医	月額 30,000円
(35) 顧問弁護士	同 70,000円
(36) 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円及び人数割報酬（園児1人につき1,010円）を加えた額
(37) 福祉事務所嘱託医	月額 65,000円
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,000円
(39) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円
(40) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円
(41) 児童指導員	同 6,200円
(42) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円
(43) 休日応急診療所管理医師	月額 70,000円
(44) 休日応急診療所医師	日額 90,000円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、135,000円）
(45) 休日応急診療所看護師	同 11,500円（年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500円）
(46) 小学校嘱託医及び小学校嘱託歯科医	年額 基本報酬224,000円に人数割報酬（児童1人につき1,010円）及び就学時健診報酬20,000円を加えた額
(47) 小学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（児童1人につき430円）
(48) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額
(49) 小学校嘱託薬剤師	同 157,000円
(50) 中学校嘱託医及び中学校嘱託歯科医	同 基本報酬224,000円に人数割報酬（生徒1人につき1,010円）

	を加えた額
(51) 中学校嘱託医（耳鼻科）	同 人数割報酬（生徒 1 人につき 430 円）
(52) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校 1 校につき 10,000 円）に人数割報酬（生徒 1 人につき 275 円）を加えた額
(53) 中学校嘱託薬剤師	同 157,000 円
(54) 幼稚園長（小学校長兼務）	月額 7,500 円
(55) 幼稚園嘱託医及び幼稚園嘱託歯科医	年額 基本報酬 224,000 円に人数割報酬（園児 1 人につき 1,010 円）を加えた額
(56) 幼稚園嘱託薬剤師	同 157,000 円
(57) 地区公民館長	月額 23,000 円
(58) 地区公民館主事	同 34,000 円
(59) 公民館活動指導員	同 23,000 円
(60) スポーツ推進委員の会長	年額 20,000 円
(61) 同委員	同 18,000 円
(62) 第 34 号から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、 参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市まち・ひと・しごと創生基金条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 5 号

宮津市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、宮津市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、法第 5 条第 1 項の規定により作成した宮津市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基

金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第6号

宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例

(設置)

第1条 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例（令和3年条例第7号）に規定する奨学金の財源に充てるため、宮津市未来を担う人財応援奨学金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第7号

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与し、修学を容易にするとともに、卒業後本市に居住する者に対して返還を免除することにより、本市の未来を担う人材を育成及び確保し、もってふるさとへの愛着心の醸成と定住促進を図ることを目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は高等専門学校を

卒業（卒業見込み及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）後、翌年度又は翌々年度に、同条に規定する大学又は同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者として市長が適当と認める者（本市の他の奨学金等の貸与を受ける者を除く。）に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の奨学金を貸与することができる。

（返還の免除）

第 3 条 市長は、次に掲げる場合は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1）この条例に基づき奨学金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日の後の最初の 4 月 1 日から起算して奨学金の貸与を受けた期間（1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。）本市に住所を定めた場合
 - （2）奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合
 - （3）前 2 号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合
- （委任）

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 8 号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5.6」を「100 分の 4.9」に改める。

第 4 条中「100 分の 28.4」を「100 分の 25.6」に改める。

第 5 条中「24,000 円」を「21,100 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「17,100 円」を「14,800 円」に改め、同条第 2 号中「8,550 円」を「7,400 円」に改め、同条第 3 号中「12,825 円」を「11,100 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.2」を「100 分の 2.3」に改める。

第 7 条中「100 分の 11」を「100 分の 11.4」に改める。

第 7 条の 2 中「9,300 円」を「9,400 円」に改める。

第 8 条中「100 分の 2.2」を「100 分の 2」に改める。

第 9 条中「100 分の 13.9」を「100 分の 15.8」に改める。

第 9 条の 2 中「11,100 円」を「11,300 円」に改める。

第 9 条の 3 中「5,600 円」を「5,700 円」に改める。

第 23 条第 1 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じ

た数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「16,800円」を「14,770円」に改め、同号イ(ア)中「11,970円」を「10,360円」に改め、同号イ(イ)中「5,990円」を「5,180円」に改め、同号イ(ウ)中「8,980円」を「7,770円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「6,580円」に改め、同号オ中「7,770円」を「7,910円」に改め、同号カ中「3,920円」を「3,990円」に改め、同条第2号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「12,000円」を「10,550円」に改め、同号イ(ア)中「8,550円」を「7,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,280円」を「3,700円」に改め、同号イ(ウ)中「6,420円」を「5,550円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「4,700円」に改め、同号オ中「5,550円」を「5,650円」に改め、同号カ中「2,800円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「330,000円」を「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「4,800円」を「4,220円」に改め、同号イ(ア)中「3,420円」を「2,960円」に改め、同号イ(イ)中「1,710円」を「1,480円」に改め、同号イ(ウ)中「2,570円」を「2,220円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「1,880円」に改め、同号オ中「2,220円」を「2,260円」に改め、同号カ中「1,120円」を「1,140円」に改める。

附則第2項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。)」及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第9号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例(昭和34年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第10号

宮津市保育所条例の一部を改正する条例

宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮津市立日ヶ谷保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第11号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「備考4」を「備考3」に改める。

第5条第2項第2号中「備考8」を「備考7」に改める。

別表第1備考2を削り、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5中「備考4」を「備考3」に改め、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6中「備考5」を「備考4」に改め、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7中「備考5」を「備考4」に改め、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8中「備考4」を「備考3」に改め、同表備考8を同表備考7とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、令和3年9月1日以後の利用に係る利用者負担について適用し、同日前の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第12号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「37,700円」を「36,030円」に改め、同項第2号中「58,640円」を「56,050円」に改め、同項第3号中「62,820円」を「60,050円」に改め、同項第4号中「71,200円」を「68,060円」に改め、同項第5号中「83,760円」を「80,070円」に改め、同項第6号中「100,520円」を「96,080円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「113,080円」を「108,090円」に改め、同号ア中「190万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「142,400円」を「136,110円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「146,580円」を「140,120円」に改め、同号ア中「290万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「159,150円」を「152,130円」に改め、同項第11号中「171,710円」を「164,140円」に改め、同項第12号中「184,280円」を「176,150円」に改め、同項第13号中「188,460円」を「180,150円」に改め、同条第2項中「令

和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「20,940円」を「20,020円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「37,700円」を「36,030円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「58,640円」を「56,050円」に改める。

附則第13条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第 1 4 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得又は同法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得及び同法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第35条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第13条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 3 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料から適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第13号

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例

宮津市営駐車場条例（平成 9 年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 3 条第 2 項の規定により供用時間又は入出場時間の変更をしたときは、同表に定める時間を変更後の時間に読み替えるものとする。

別表第 1 天橋立駐車場の項中「午前 8 時」を「午前 9 時」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

駐車料金

区分		金額 (駐車 1 回 1 台につき)		納付方法
天橋立駐車場	大型自動車、大型特殊自動車及び中型自動車	午前 9 時から午後 5 時までの間	1,500円	原則として入場の際に納付するものとする。
		午後 5 時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前 10 時に至るまでの間	1,200円	出場の際に納付するものとする。
	準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車	午前 9 時から午後 5 時までの間	700円	原則として入場の際に納付するものとする。
		午後 5 時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前 10 時に至るまでの間	600円	出場の際に納付するものとする。
	大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車	午前 9 時から午後 5 時までの間	400円	原則として入場の際に納付するものとする。
		午後 5 時を超えて引き続き駐車させた場合は、翌日の午前 10 時に至るまでの間	300円	出場の際に納付するものとする。
宮津駅前駐車場	普通自動車	30分以内	無料	出場の際に納付するものとする。
		30分を超える 1 時間までごとに	100円	
		入場後 24 時間までごとの限度額	1,000円	
		駐車券を亡失し、又は破損した場合	3,000円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後に出場する自動車の駐車料金について適用し、同日前に出場する自動車の駐車料金については、なお従前の例による。

* * *

宮津市新型コロナウイルス感染症対応基金条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 14 号

宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金条例

(設置)

- 第 1 条 新型コロナウイルス感染症対応として行う利子補給事業を安定的に実施するため、宮津市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

- 第 2 条 基金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

- 第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

- 第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

る。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第15号

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程(平成7年条例第29号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第16号

宮津市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

宮津市学校給食費徴収条例(平成30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「センター方式による学校給食」の次に「及びこれに準じて宮津市立幼稚園設置条例(昭和49年条例第28号)第1条に規定する幼稚園に対して実施する幼稚園給食」を、「複数の学校」の次に「及び幼稚園」を加え、「単に」を「これらを」に改め、「をいう。）」の次に「及び幼稚園給食費(以下単に「学校給食費」という。))」を加える。

第2条中「児童又は生徒」を「児童、生徒又は園児」に改め、「第16条」の次に「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条」を加える。

第3条第3号中「及び中学校」を「、中学校及び幼稚園」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 幼稚園園児の保護者 年額33,600円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第17号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第37条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受け

ている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第56条の9第3項」を加える。

第37条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第56条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第56条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第89条第1項中「直接専用する」の次に「もの、その他特に必要と認める」を加える。

附則第6条の3第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第20項とし、同条中第22項を第21項とし、第23項を第22項とする。

附則第7条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第8条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度か

ら令和5年度まで」に改め、同条第5項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の2を次のように改める。

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定（令和3年改正法附則第21条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を適用しないこととする。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第11条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第11条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第11条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第12条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第16条の2の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」

に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の3を次のように改める。

第16条の3 令和3年改正法附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定(令和3年改正法附則第27条の4の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を適用しないこととする。

附則第17条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第17条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第18条中「第13項、第18項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第43項、第44項、第48項若しくは第50項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第63条」を加える。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第3項及び第4項の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)第37条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の宮津市市税条例(次項において「旧条例」という。)第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第37条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項におい

て「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第6条の3第22項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物付属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第6条の3第22項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは「生産性特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第18号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「以下この項において」を「附則第13条第1項第2号イを除き以下」に改

める。

附則第13条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「維持する者」の次に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少すること」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少すること」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第13条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第1号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務部の部総務課の項中「行政係 職員係 秘書係」を「総務秘書係 情報推進係 職員係」に改め、同表企画財政部の部企画課の項中「定住・空家対策係」を「定住・地域振興係」に改め、同表市民部の部中「市民部」を「市民環境部」に改め、同部市民課の項中「市民課」を「市民環境課」に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項中「保護係」を「生活支援係」に改める。

第7条総務課行政係の項、職員係の項及び秘書係の項を次のように改める。

総務課

総務秘書係

- (1) 条例、規則その他の例規の審査、整理及び保存に関すること。
- (2) 議案の審査及び送付に関すること。
- (3) 告示、公告及び公表に関すること。
- (4) 公報の発行に関すること。
- (5) 秘書及び交際に関すること。
- (6) 儀式及び表彰に関すること。

- (7) 要望書の総括に関すること。
- (8) 姉妹友好都市に関すること。
- (9) 庁内の庶務事務に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

情報推進係

- (1) 行政デジタル化の総括及び推進に関すること。
- (2) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (3) 公印の保管及び文書の総括に関すること。
- (4) 基幹統計その他各種統計に関すること。
- (5) 行政区画に関すること。
- (6) 庁内の取締りに関すること（防火管理を含む。）。
- (7) 庁内の電話交換に関すること。
- (8) 地区連絡所及び自治会に関すること。

職員係

- (1) 職員の任免及び服務に関すること。
- (2) 職員の給与及び勤務条件に関すること。
- (3) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (4) 職員の定数及び配置に関すること。
- (5) 事務引継に関すること。
- (6) 退職年金等に関すること。
- (7) 市町村職員共済組合及び職員互助会に関すること。
- (8) 職員団体に关すること。
- (9) 公務災害補償に関すること。
- (10) 他部の所管に属さない事項の調整に関すること。

第 8 条企画課企画政策係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 文化・スポーツの総括及び振興に関すること。

第 8 条企画課定住・空家対策係の項中「定住・空家対策係」を「定住・地域振興係」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (7) 海の活用に関すること。

第 9 条を次のように改める。

（市民環境部の事務分掌）

第 9 条 市民環境部の事務分掌は、次のとおりとする。

市民環境課

市民窓口係

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (3) 諸証明の受付及び交付に関すること。
- (4) 火葬場の使用及び埋火葬の許可に関すること。
- (5) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (6) 人口動態調査に関すること。
- (7) 船員手帳等に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

人権啓発係

- (1) 人権啓発に関すること。
- (2) 杉末会館及び杉末児童館に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。

(4) 犯罪被害者等の支援に関すること。

(5) 市民相談に関すること。

環境衛生係

(1) SDG s 推進の総括に関すること。

(2) 脱炭素社会に関すること。

(3) 自然環境の保全に関すること。

(4) 墓地及び火葬場に関すること。

(5) 公衆便所に関すること。

(6) 動物の愛護及び管理に関すること。

(7) 生活環境の保全に関すること。

(8) 一般廃棄物に関すること。

(9) 浄化槽に関すること。

(10) 廃棄物処理施設に関すること。

(11) 宮津与謝環境組合との連絡調整に関すること。

税務・国保課

税務係

(1) 市民税及び府民税に関すること。

(2) 軽自動車税に関すること。

(3) 市たばこ税に関すること。

(4) 入湯税に関すること。

(5) 固定資産税及び都市計画税に関すること。

(6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(7) 納税の啓発及び相談に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

国保年金係

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 後期高齢者医療に関すること。

(3) 国民年金に関すること。

(4) 固定資産評価審査委員会に関すること。

第10条社会福祉課保護係の項中「保護係」を「生活支援係」に改める。

第12条上下水道課管理係の項中第1号を削り、第2号を第1号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(宮津市庁舎管理規則の一部改正)

2 宮津市庁舎管理規則（平成9年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3号中「市民部」を「市民環境部」に改める。

(宮津市公印規則の一部改正)

3 宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「行政係長」を「情報推進係長」に、「市民課」を「市民環境課」に改める。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第3号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表第1の5級の項中「、次長」を削り、同表6級の項中「教育次長」の次に「、次長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

————— * * * —————

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第4号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第5号

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例（令和3年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（奨学金の額等）

第3条 条例第2条の規則で定める額は、1学年分につき60万円を上限とする。ただし、住民税非課税世帯においては1学年分につき30万円を上限とする。

2 奨学金を貸与する期間は、進学する大学等の正規の修業年限以内とする。

3 貸与の対象となる者は、市長が別に定めるものとする。

4 この条例による奨学金は、本市が交付する他の奨学金と併用して申請することはできない。

（貸与の申請）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2名をたて宮津市未来を担う人財応援奨学金貸与申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次に掲げる者とする。

（1）申請者の父若しくは母又はこれらに代わる者

（2）前号に規定する者以外の者であって、申請者と生計を同じくしない独立の生計を営むもの

（貸与の決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による初回の貸与の決定の通知を受けた申請者は、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

（貸与の請求）

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、前条の貸与の決定の通知を受けた後、市長が別に定める日までに請求書を市長に提出しなければならない。

（貸与の決定の取消し等）

第 7 条 市長は、奨学金の貸与の決定の通知を受けた申請者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 修学の見込みがなくなったとき。
 - (2) 大学等を退学したとき。
 - (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 市長は、貸与決定者が留年したときは、留年する年度の奨学金の貸与を停止する。この場合において、留年後の進級に係る奨学金の貸与を既に受けた貸与決定者は、当該進級に係る貸与を受けた奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。
- 3 貸与決定者は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、宮津市未来を担う人財応援奨学金辞退届出書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知するものとする。

（返還）

第 8 条 奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が別に定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して10年以内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 大学等を卒業した日後の最初の 4 月 1 日から本市に住所を定めなかったとき。

（返還の猶予）

第 9 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学院進学等、本市以外で取り組む奨学生自身の能力の向上に資する活動に取り組む場合
5 年以内で市長が必要と認める期間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合 その状態が継続する期間内で市長が必要と認める期間

2 前項の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、宮津市未来を担う人財応援奨学金返還猶予申請書に申請事由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、奨学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（返還の免除）

第 1 0 条 条例第 3 条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、宮津市未来を担う人財応援奨学金返還免除申請書にその事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、奨学金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長が奨学金の返還の免除を認める特別の事由は、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害その他不可抗力によるもの
- (2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

（遅延利息）

第 1 1 条 奨学生が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（異動等の届出）

第 1 2 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、宮津市未来を担う人財応援奨学金異動等届出書にその事実を証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 心身の故障等により修学の見込みがなくなったとき。

- (2) 大学等を休学し、復学し、退学し、又は卒業したとき。
 - (3) 進級し、又は留年したとき。
 - (4) 本市に住所を有したとき。
 - (5) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(審査委員会)

第 1 3 条 奨学金の貸与に関し必要な事項を審査するため、未来を担う人財応援奨学金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員若干名をもって組織し、その委員は、職員のうちから市長が任命する。
(その他)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、宮津市未来を担う人財応援奨学金申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則を廃止する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 6 号

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則を廃止する規則

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則（平成 7 年規則第 12 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 7 号

宮津市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会に対する事務委任規則（平成 9 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市民体育館条例施行規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 8 号

宮津市民体育館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮津市民体育館条例（平成 17 年条例第 62 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第 2 条 条例第 7 条に規定する宮津市民体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 条例第 7 条に規定する体育館の休館日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日とする。

3 条例第 2 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前 2 項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 市長は、指定管理者が条例第 2 条第 1 号に掲げる業務を行うことができない場合であって、体育館の管理のため必要があると認めるときは、第 1 項又は第 2 項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用の申請)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津市民体育館使用申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

(使用の許可)

第 4 条 指定管理者は、申請書を受理し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

(付属設備の利用料金)

第 5 条 条例別表 1 の項の表に規定する付属設備の利用料金の上限の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第 6 条 指定管理者が条例第 5 条第 2 項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、宮津市民体育館利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮津市民体育館利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の精算)

第 7 条 既納の利用料金に不足が生じたときは、使用終了後直ちに精算しなければならない。条例第 5 条第 5 項の規定により使用料を納付したときも、また同様とする。

(利用料金の還付基準)

第 8 条 条例第 5 条第 4 項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 10 分の 10

(2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10 分の 10

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めたとき 10 分の 8 以内

(利用料金の減免基準)

第 9 条 条例第 6 条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が使用するとき 10 分の 10

(2) 宮津市立小学校条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 1 条に規定する小学校、宮津市立中学校設置条例（昭和 39 年条例第 18 号）第 1 条に規定する中学校若しくは与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の教育課程における活動又は宮津市立幼稚園設置条例（昭和 49 年条例第 28 号）第 1 条に規定する幼稚園若しくは宮津市保育所条例（昭和 33 年条例第 3 号）第 2 条に規定する保育所による保育活動に使用するとき 10 分の 10

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教育課程における活動又は同条に規定する幼稚園若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所による保育活動に使用するとき（前号に規定する使用を除く。） 10 分の 5

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者が使用するとき 10分の5

(5) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市民体育館利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 体育館の使用の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないではり紙をし、又はピンや釘類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた場所及び設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障をきたすような行為をしないこと。
- (6) その他指定管理者の指示に従うこと。

（禁止行為）

第11条 体育館を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 風紀を乱し、又は他の使用者に迷惑をおよぼすような行為をすること。
- (3) 許可を受けないで土足で入場すること。
- (4) 施設又は設備を損傷し、又は滅失すること。
- (5) その他指定管理者が体育館の管理上必要と認めて禁止する行為

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則（令和3年教委規則第5号）による廃止前の宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第5条関係）

付属設備利用料金の上限の額

区分	単位	上限額	摘要
移動ステージ	一式 1日につき	25,143円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	251円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	251円	
テニス競技用具	1組 1日につき	251円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,257円	
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	251円	
卓球競技用具	1組	251円	

	1 日につき		
放送設備	一式	1,886円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
	1 日につき		
展示用パネル	1 枚	126円	
	1 日につき		
コインロッカー	1 回	63円	
電光器具	一式	629円	
	1 日につき		
温水シャワー	1 回	105円	

----- * * * -----

宮津市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第 9 号

宮津市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 スポーツ推進委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民一般に対して、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第 5 条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第 6 条 スポーツ推進委員は、常に、その職務の遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の宮津市スポーツ推進委員に関する規則（平成23年教委規則第16号）の規定により委嘱されているスポーツ推進委員である者は、この規則の規定により委嘱されているスポーツ推進委員とみなす。この場合において、当該スポーツ推進委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

* * *

宮津市学校給食徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市学校給食徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食徴収条例施行規則（平成30年宮津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「175回」の次に「、幼稚園にあつては185回」を加える。

第5条第1項中「290円」の次に、「、幼稚園にあつては180円（主食費を20円とし、副食費を160円とする。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 第2条第1項に規定する年間予定実施回数にかかわらず、学校給食の年間実施回数が確定した場合

第5条第1項第2号中「児童又は生徒」を「児童、生徒又は園児」に改める。

第6条を次のように改める。

(学校給食費の減免)

第6条 条例第4条の規定により学校給食費（幼稚園にあつては主食費及び副食費に係る学校給食費）を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（以下「認定保護者等市町村民税所得割合算額」という。）が77,101円未満であるとき 10分の10
- (2) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども又は負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いるときで、かつ、これらの子どもの中での当該最年長の子どもから3人目以降に該当するとき 10分の10
- (3) 認定保護者等市町村民税所得割合算額が77,101円以上211,201円未満の世帯、かつ、18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）が同一の世帯に3人以上いるときで、法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子どもが当該最年長の子どもから3人目以降に該当するとき 10分の10
- (4) 災害その他の理由により保護者が学校給食費を納付することが困難であると認めるとき 市長が相当と認める割合

第7条第1項中「4,300円」の次に「、幼稚園にあつては1月当たり2,800円」を加える。

第8条ただし書中「保護者」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は、令和2年度分の学校給食費の額の精算から適用する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 8 年規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 4 常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成28年 4 月 4 日付けで許可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 嶋 崎 和 男
- 3 変更年月日 令和 3 年 2 月 28 日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和 3 年 3 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

＊ ＊ ＊

宮津市告示第18号

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱（平成23年告示第44号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第19号

宮津市金入設計書の情報提供に関する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市金入設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、京都府電子入札システムを利用した宮津市発注の指名競争入札による建設工事に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）の電子メールによる交付（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市政の透明性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供の対象)

第 2 条 情報提供の対象とする金入設計書は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該金入設計書に係る工事における契約者が決定していること。
- (2) 第 4 条の申込書を提出する日の属する年度に電子入札を行った建設工事のものであること。
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、第 4 条の申込書を提出する日前から 2 月以内に電子入札を行った建設工事のものについては、情報提供の対象とする。

(提供できない情報等)

第 3 条 金入設計書の情報提供において、次の各号に掲げる情報（以下「提供できない情報」という。）が含まれている場合は、当該提供できない情報を除いた部分を提供するものとする。

- (1) 公にすることにより、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (2) 公にすることにより、国等（国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下同じ。）の機関との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められるもの
- (3) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(情報提供の申込手続)

第 4 条 情報提供を申し込む者は、金入設計書情報提供申込書を市長に提出しなければならない。

(情報提供の方法)

第 5 条 金入設計書の情報提供は、電子メールによる交付により行うものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、金入設計書の情報提供について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 20 号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 訪問型サービス（第 1 号訪問事業）の部訪問介護相当サービスの項中「地域支援事業実施要綱別添 1 の 1」を「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号。以下「厚生労働省告示」という。）別表の 1」に改め、同表通所型サービス（第 1 号通所事業）の部通所介護相当サービスの項中「地域支援事業実施要綱別添 1 の 2」を「厚生労働省告示別表の 2」に改める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の規定により、宮津市森林整備計画を樹立した。

なお、樹立した計画は、令和 3 年 4 月 1 日にその効力を生じるものとし、宮津市産業経済部農林水産課(別館 1 階)において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

＊ ＊ ＊

宮津市告示第22号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第7条の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津運動公園(宮津市字上司297番地ほか)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 口 英 一

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 宮津市B&G海洋センター(宮津市字田井337番地の1)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益社団法人京都府青少年育成会

代表者 会長 上 田 静 男

所在地 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府庁西別館 3 階

(2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 宮津市デイサービスセンターはまなす苑(宮津市字由良1289番地の1)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 今 出 陽一朗

所在地 宮津市字宮村1277番地

(2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 宮津市林業振興センター(宮津市字須津2268番地の4)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宮津地方森林組合

代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春

所在地 宮津市字須津2268番地の4

(2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5 宮津市海洋釣り場(宮津市字小田宿野816番地の1地先)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 小田宿野自治会

代表者 会長 狩 野 昌 則

所在地 <省 略>

(2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

＊ ＊ ＊

宮津市告示第23号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
施設	宮津市民球場	1 面	1 時間	1,880円
	宮津市民グラウンド	全 面	1 時間	620円
		1 / 2 面	1 時間	410円
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	520円
		第 2	1 面	210円

- 1 定期利用団体に登録した団体（1か月間の使用回数が概ね3回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体等をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする（第2テニスコート除く。）。

（注）営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区分			使用の単位		利用料金の額
付 属 設 備	宮津市民球場付属電気施設		一式	1 時間	410円
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,180円
			南面	1 時間	2,300円
			北面	1 時間	1,880円
			1 面	1 時間	520円
	宮津市民テニスコート		1 面	1 時間	520円
	放送設備		一式	1 時間	210円
	天幕		1 張	1 日	520円
	長机		1 脚	1 日	50円
	椅子		1 脚	1 日	30円
	シャワー		1 回		100円
コインロッカー		1 回		100円	

- 1 定期利用団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする（シャワー、コインロッカー除く。）。

2 適用年月日

令和3年4月1日

* * *

宮津市告示第24号

宮津市B&G海洋センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市B&G海洋センター条例施行規則（平成29年規則第24号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間 区 分		利用料金			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
高校生以下		1,010 円	1,520 円	1,520 円	3,660 円

一 般	2,030 円	3,050 円	3,050 円	7,330 円
-----	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 区分は、主たる使用者により行う。
- 2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。
- 3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の 5 倍の額とする。
- 5 使用時間の繰り上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。

(2) 体育館冷暖房装置利用料金

区分	利用料金
冷房料	1 時間につき 1,010 円
暖房料	1 時間につき 1,010 円

2 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日

* * *

宮津市告示第25号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成 6 年規則第 11 号）第 3 条第 3 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1 日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	科学的介護推進体制加算	ADL維持等加算	計	左記のうち自己負担	
							1 割	2 割
要介護 1	6,550 円	220 円	400 円	400 円	300 円	7,870 円	713 円	1,426 円
要介護 2	7,730 円	220 円	400 円	400 円	300 円	9,050 円	829 円	1,658 円
要介護 3	8,960 円	220 円	400 円	400 円	300 円	10,280 円	951 円	1,902 円
要介護 4	10,180 円	220 円	400 円	400 円	300 円	11,500 円	1,071 円	2,142 円
要介護 5	11,420 円	220 円	400 円	400 円	300 円	12,740 円	1,192 円	2,384 円

備考

- 1 食費は 1 食につき 655 円を自己負担として徴収する。
- 2 送迎なしの減算は、片道 470 円（うち自己負担は 1 割 47 円・2 割 94 円）とする。
- 3 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として 1 日につき 600 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 60 円・2 割 120 円）を徴収する。
- 4 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として 1 日につき 600 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 60 円・2 割 120 円）を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 5 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として 1 日につき 560 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 56 円・2 割 112 円）を徴収する。
- 6 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の 1000 分の 59 に相当する金額を徴収する。
- 7 介護職員等特定処遇改善加算として、所定単位数の 1000 分の 12 に相当する金額を徴収する。

8 口腔機能が低下している利用者について、口腔機能向上加算として1日につき160円を徴収する。上限2回までとする。

(2) 通所型サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス 提供体制 強化加算	運動器 機能向 上加算	科学的介 護推進体 制加算	計	左記のうち自己負担	
						1 割	2 割
要支援 1	16,720円	880円	2,250円	400円	20,250円	2,025円	4,050円
要支援 2	34,280円	1,760円	2,250円	400円	38,690円	3,869円	7,738円

備考

- 1 食費として1食につき655円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1か月に2,400円（うち自己負担は1か月に1割240円・2割480円）を徴収する。
- 3 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。
- 4 介護職員等特定処遇改善加算として、所定単位数の1000分の12に相当する金額を徴収する。
- 5 口腔機能が低下している利用者について、口腔機能向上加算として、1月に160円を徴収する。

2 適用年月日

令和3年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市告示第26号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

使用場所及び区分	利用料金の額
研 修 室	1時間につき 310円
冷 房 料	1時間につき 310円
暖 房 料	1時間につき 310円

2 適用年月日

令和3年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市告示第27号

宮津市海洋釣り場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋釣り場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

使用区分			利用料金の額
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,100円
		小学生及び中学生	550円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	220円
		小学生及び中学生	110円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

令和3年4月1日

＊ ＊ ＊

宮津市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づく伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託及び与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託並びに関連規約を廃止するので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 廃止年月日 令和3年3月31日

2 関連規約

(1) 伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約（平成14年告示第123号）

(2) 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約（平成18年告示第11号）

————— * * * —————

宮津市告示第29号

宮津市認知症高齢者等位置探索サービス利用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市認知症高齢者等位置探索サービス利用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、認知症高齢者等を対象とする位置探索サービスの利用を支援し、その安全の確保を図るため、位置探索サービスの利用に係る契約に要する費用について、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症高齢者等 次のいずれにも該当する者

ア 要支援認定又は要介護認定を受けている者

イ 現に徘徊し、又はそのおそれがある認知症である者又は認知症の疑いがある者

(2) 位置探索サービス 当該サービスを利用する者等からの求めに応じ、位置探索機の所在位置を把握し、当該所在位置に関する情報を提供するサービスをいう。

(3) 位置探索機 主たる機能が、GPS（人工衛星を利用し、その位置を特定するシステムをいう。）により遠隔地からその所在位置を探索するための情報を発信するものである携帯型の端末で、市長が認めたものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、認知症高齢者等を対象とする位置探索サービスの利用に係る契約（以下「利用契約」という。）を行う認知症高齢者等本人又は当該配偶者若しくは認知症高齢者等の四親等以内の親族とする。

2 前項の認知症高齢者等は、市内に住所を有し、その居宅において日常生活を営む者で、高齢者等SOSネットワーク事前登録書を宮津市地域包括支援センターに提出しているものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、利用契約に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 位置探索機及び充電器の購入に要する経費（いずれも1個に限る。）

(2) 利用契約に係る諸経費（位置探索サービスの利用に係る経費を除く。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額とし、1万円を限度とする。

2 補助金の交付は、認知症高齢者等1人につき、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市認知症高齢者等位置探索サービス利用支援事業補助金申請書に次に掲げる書類を添付して、利用契約の開始日から30日を経過する日又は利用契約の開始日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用契約を行ったことが分かる書類の写し
- (2) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市認知症高齢者等位置探索サービス利用支援事業補助金申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に締結する利用契約に係る費用について適用する。

————— * * * —————

宮津市告示第30号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第3号を削る。

第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第6条第3項及び第7条第2項の規定は、令和3年8月1日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市告示第31号

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成19年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「36月」を「48月」に改める。

第6条第1項第1号中「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と

あるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含む。）を削り、「100,000円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）」を加え、同項第2号中「70,500円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円）」を加える。

第7条第1項第1号中「（寡婦等のみなし適用対象者を含む。）」を削る。

第9条第2項第3号を削り、同項第4号中「（申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第6条第1項第1号（「100,000円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）」を加える改正規定を除く。）、第7条第1項第1号及び第9条第2項の規定は、令和3年8月1日以後の申請に係る給付金について適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市告示第32号

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（平成27年告示第124号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条第1項第1号中ウを削り、エからキまでをウからカまでとし、同項第2号中ウを削り、エからカまでをウからオまでとする。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定は、令和3年8月1日以後の申請から適用し、同日前の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市告示第33号

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付事業実施要綱（平成 4 年告示第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 2 第 2 号中「（地方税法 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後の日常生活用具の給付について適用し、同日前の日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市告示第 34 号

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市不妊治療等助成金交付要綱（平成 15 年告示第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「本市に」を「診療日において本市に」に改める。

第 3 条の表一般不妊治療の項助成金の額の欄中「医療費の額にそれぞれ」を「令和 3 年 4 月 1 日以後の医療費の累計 3 万円までは当該額に 10 分の 10 を乗じて得た額及び当該累計 3 万円を超えた額については当該額に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の治療に係る医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市告示第 35 号

宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精による不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）を受けるための医療機関への通院に要した交通費（以下「通

院交通費」という。)に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 京都府の特定不妊治療通院交通費助成金の交付決定を受けた者
- (2) 当該特定不妊治療の診療日において本市に住所を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、京都府の特定不妊治療通院交通費助成金の算定基準に基づき算定した通院交通費の実費から1万円を控除した額に、2分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、京都府の特定不妊治療通院交通費助成金の交付決定を受けた日から起算して6月以内に、宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都府の特定不妊治療通院交通費助成金交付決定通知の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市特定不妊治療通院交通費助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の通院交通費について適用する。

———— * * * ————

宮津市告示第36号

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市産後ケア事業実施要綱(平成30年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(事業の内容)

第2条 事業は、次に掲げる方法により、母子への心身のケアを実施するとともに、今後の育児に資する保健指導等を行うものとする。

- (1) 短期入所型(市から事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下「受託事業者」という。)が運営する施設に母子を宿泊させて、保健指導等を行う事業をいう。以下同じ。)
- (2) 通所型(受託事業者が運営する施設に母子を通所させて、保健指導等を行う事業をいう。以下同じ。)

2 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房管理
- (3) 沐浴、授乳等の育児指導
- (4) 乳児の世話、発育・発達等のチェック
- (5) その他必要な保健指導及び情報提供
- (6) 産婦の食事の提供

第3条第1項中「原則」を「短期入所型にあつては原則」に改め、「7泊以内」の次に「、通所型にあつては原則として7日以内」を加え、同条第2項中「4か月未満までの間」を「1年以内」に改める。

第4条第1項中「産後4か月未満」を「出産後1年以内」に改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「第2条」を「第2条第2項」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 短期入所型にあつては、当該事業に従事する保健師、助産師又は看護師を24時間体制で1名以上配置できること。

第8条を次のように改める。

(利用者負担)

第8条 利用者は、事業の実施に要する経費の一部として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担するものとし、直接受託事業者に支払うものとする。

(1) 短期入所型

ア 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯に属する母子 1泊につき1,500円

イ ア以外の世帯に属する母子 1泊につき9,000円

(2) 通所型

ア 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯に属する母子 1日につき500円

イ ア以外の世帯に属する母子 1日につき3,000円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市産後ケア事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業の利用に係るものについて適用し、同日前の事業の利用に係るものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第37号

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域会議交付金交付要綱（平成19年告示第88号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市地域会議補助金等交付要綱

第1条中「地域会議に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において地域会議の会議等運営及び地域会議主体の活動に充てる交付金」を「地域会議が取り組む会議等運営及び地域会議主体の事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）」に改める。

第3条を次のように改める。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び交付金を充当できる経費並びに補助金等の額等は、別表のとおりとする。

第4条第1項中「交付金の」を「補助金等の」に、「宮津市地域会議交付金交付申請書」を「規則第4条の規定により宮津市地域会議補助金等交付申請書」に改め、同条第2項中「当該地域会議に」の次に「補助金及び交付金ごとにそれぞれ」を加える。

第5条中「交付金」を「補助金等」に改める。

第 9 条中「宮津市地域会議設立届出書」の次に「等」を加え、同条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「交付金」を「補助金等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「交付金」を「補助金等」に、「宮津市地域会議交付金実績報告書」を「規則第 10 条の規定により宮津市地域会議補助金等実績報告書」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(交付申請の変更等)

第 6 条 補助金等の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 8 条の規定により速やかに宮津市地域会議補助金等変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

1 補助金

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助金の額
地域課題解決事業	地域会議が主体となり、地域課題の解決に向けた取組を行う事業	補助対象事業に要する経費から補助対象事業による収益、国、府等の助成金等及び次に掲げる経費を除いた額とする。	補助対象経費の額とし、10 万円を限度とする。
地域会議連携事業	複数の地域会議で取り組む地域課題解決に向けた取組を行う事業	(1) 地域会議の運営に係る形状的な経費 (2) 人件費 (3) 地域会議の構成員に対する報償費 (4) 食糧費 (5) 用地の取得費及び補償費 (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と認められる経費	補助対象経費の額とし、10 万円を限度とする。

2 交付金

交付金を充当できる経費	交付金の額
報償費、旅費（地域会議に属さない者に支弁するもの又は先進地視察に係るものに限る。）、消耗品費、燃料費、食糧費（地域会議に属さない者に支弁するもの又は会議等での小額な茶菓代に限る。）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費その他地域会議の会議等を運営する上で直接的に必要な経費及び地域会議主体の活動に係る経費	1 地域会議当たり単年度ごとに 5 万円を限度とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 38 号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱（平成 29 年告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第 75 条」を「・第 74 条」に、「第 76 条―第 79 条」を「第 75 条―第 78 条」に、「第 80 条・」を「第 79 条―」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 27 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 29 条の 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 30 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第 31 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

第 36 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。
第39条の3を次のように改める。

(虐待の防止)

- 第 3 9 条の 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない

- (1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条中「及び第29条」を「、第29条、第30条から第36条第1項まで及び第37条」に改め、「、第30条」を削り、「、第39条の2及び第39条の3」を「及び第39条の2」に改め、「従業者」との次に「、第30条及び第39条の3中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「次に掲げる」とあるのは「必要な」とを加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第62条第2項中「必要な」を「、次に掲げる」に、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

- 第 6 2 条の 2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はそ

の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。第64条中「第25条」の次に「、第29条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第35条、第37条、第38条」に改める。

第74条を削る。

第75条中「から第38条まで」を「、第35条、第37条、第38条、第39条の2、第39条の3、」に、「第62条まで、第39条の2及び第39条の3」を「第62条の2第1項まで（第59条第3項後段を除く。）及び第63条」に改め、同条後段中「、第39条の2及び第39条の3」を「及び第39条の2」に改め、「中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従業者」と」の次に「、第39条の3及び第62条中「次に掲げる」とあるのは「必要な」と、第63条中「通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスA計画」と」を加え、同条を第74条とし、第76条から第79条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第80条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第79条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第12条第1項（第48条、第64条及び第75条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第29条の2（第64条において準用する場合を含む。）、第30条第3項、第39条の3（第64条において準用する場合を含む。）、第59条第3項及び第62条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

* * *

宮津市告示第39号

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成29年告示第119号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第40号

宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内にワーケーション等ができるテレワーク環境を整えたスペースを創出し、本市の関係人口の拡大を図るため、市内事業者等が行うワーケーション等の受入環境の整備に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク ICT（情報通信技術）を活用した働き方をいう。
- (2) ワーケーション テレワーク環境を活用し、普段の勤務地又は居住地から離れ、観光地等の地域で普段の仕事を継続しながら、滞在地域ならではの活動を行うことをいう。
- (3) ワーケーション等の受入環境 Wi-Fi等インターネット通信設備、電源設備又は机、椅子、パーテーション等の備品を備えたテレワークに適した環境をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の宿泊及び飲食業を営む施設においてワーケーション等の受入環境を整備する事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の営業の許可を必要とする業種を除く。）であり、かつ、市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していないもの
- (2) その他市長が適当であると認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事前着手)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金事業事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担

保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市ワーケーション等受入環境整備事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	内容	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
ワーケーション等受入環境整備事業	ワーケーション等の受入環境の整備を行う事業	(1) Wi-Fi整備に伴うインターネット回線開設工事費 (2) Wi-Fiルーター等インターネット接続に必要な機器購入費 (3) 一般利用者の利用に供することを目的としたパソコン・タブレット等の端末機器及びソフトウェア導入費 (4) 施設整備に係る電源又は照明の設置等工事費 (5) 備品整備に係る机、椅子、パーテーション、照明器具等の備品購入費	(1) インターネット回線契約に係る利用料 (2) 一般利用者の利用に供することを目的としないパソコン、タブレット等の端末機器の購入費 (3) 月額・年額を必要とするソフトウェア導入経費 (4) 老朽化、破損、汚損等を理由とした設備又は備品の更新経費 (5) 事務用品、衛生用品、光熱水費等の事務所の管理経費 (6) 一般利用者の利用に供することを目的としない通信環境、施設又は備品の整備に係る経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、25万円を限度とする。

* * *

宮津市告示第41号

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成25年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「3万円」を「1万5,000円」に、「18万円」を「9万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約
の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」を「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」に改める。

第5条第1項中「与謝野町長」を「宮津市長」に改め、同条第2項中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「宮津市及び伊根町（以下「関係市町」）」を「伊根町及び与謝野町（以下「関係町」）」に改める。

第6条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第7条第2項中「関係市町」を「関係町」に、「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第8条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第9条中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「与謝野町議会」を「宮津市議会」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

第11条中「与謝野町」を「宮津市」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第43号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和3年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和3年4月1日から令和3年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民環境部税務・国保課税務係（本館1階）

* * *

宮津市告示第44号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和3年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 幾 世 健 史

————— * * * —————

宮津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

————— * * * —————

宮津市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 小 田 浩 貴

————— * * * —————

宮津市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	南 幸 一 郎
	河 島 富 雄
	富 田 久 雄
	本 間 泉
	松 岡 照 幸
	河 島 紘 三
	熊 田 祐 子
	山 下 大 輔
	ヤノ株式会社
	羽 淵 扶 喜 男
	内 藤 博 子

————— * * * —————

宮津市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和

3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	株式会社富田
	有限会社白数薬局
	有限会社島崎元水堂
	有限会社梅徹商店
	坂 根 輝 代
	天橋立市場株式会社
	武 田 利代子
	三 輪 修
	南 幸一郎
	株式会社フクヤ
	河 島 富 雄
	株式会社じょうけ
	ファミリーマート宮津天橋立インター店
	店長 吉 田 真 也
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店
	店長 森 戸 祐 貴
	株式会社山本金物店
	株式会社小野澤商店
	株式会社イナヨー
	三丹商事株式会社
	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
	小 室 春 子
	熊 田 祐 子
	小 西 義 光
	ヤノ株式会社
	株式会社黒岡
	橋 本 英 一
	山 下 大 輔
	白糸酒造株式会社
	羽 淵 扶喜男
	嶋 崎 春 男
	内 藤 博 子
	橋 本 八重乃
	島 崎 幹 朗
	小 林 隆 夫
	嶋 崎 忠 義
	酒 井 義 夫
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店
	店長 吉 井 秀 和
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店
	店長 松 沢 直 人
	株式会社にしがき
	京都生活協同組合丹後支部
	京都府漁業協同組合

<省 略>	株式会社太陽堂
	株式会社向陽
	株式会社さとう
	コーナン商事株式会社
	ゴダイ株式会社

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2

氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所 <省 略>

氏 名 YMSほりかわ 代表者 堀 川 義 治

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社 富士ダイナミクス大阪営業所

取締役大阪営業所長 小阪田 弘 也

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 文珠自治会 会長 吉 野 政 雄

* * *

宮津市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア39F	株式会社トラストバンク
東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13階	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S. ビルN棟2階	株式会社アイモバイル
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル6F	株式会社ユニメディア
東京都港区赤坂六丁目1番20号国際新赤坂ビル西館8F	株式会社R00Ts

* * *

宮津市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字宮村1123番地	特定非営利活動法人天橋作事組

* * *

宮津市告示第56号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

所 在 地	名 称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グロースチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都新宿区新宿4丁目1番6号	LINE Pay 株式会社

* * *

宮津市告示第57号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

	設置(部)課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	市民部 市民課	会計課 会計係長	市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金(大型ごみ含む。)の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納
	市民部 税務・国保課		税務・国保課に所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等(府民税含む。)の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納
	産業経済部 商工観光課		商工観光課に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場使用料の収納
	建設部 都市住宅課		都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 中町通地区土地区画整理換地精算受入金の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納
	建設部 上下水道課		上下水道課に所属する職員	設計図書交付料(上下水道事業分を除く。)の収納 コピー使用料相当額(上下水道事業分を除く。)の収納 設計審査手数料(上下水道事業分を除く。)の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納
変更後	市民環境部 市民環境課	会計課 会計係長	市民環境課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 ごみ袋等販売代金(大型ごみ含む。)の収納 犬の登録手数料の収納

			狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 し尿収集手数料の収納 東部不燃物処理場処分手数料の収納 上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 浄化槽清掃業許可等申請手数料の収納
	市民環境部 税務・国保課	税務・国保課に 所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等(府民税含む。)の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納
	産業経済部 商工観光課	商工観光課に 所属する職員	宮津まちなか地域振興拠点施設立体駐車場 使用料の収納
	建設部 都市住宅課	都市住宅課に所 属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納
	建設部 上下水道課	上下水道課に所 属する職員	設計図書交付料(上下水道事業分を除く。) の収納 コピー使用料相当額(上下水道事業分を除 く。)の収納 設計審査手数料(上下水道事業分を除く。) の収納

2 変更年月日 令和3年4月1日

* * *

宮津市告示第58号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 狩 野 昌 則
変更後 小田宿野自治会 会長 森 憲 征
- 3 変更日
令和3年4月1日

* * *

宮津市告示第59号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲

第 1 期初回 生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者

第 1 期追加 生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者（1 期初回接種（3 回）終了後、6 月以上の間隔をおく）

第 2 期 11 歳以上 13 歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第 1 期初回 3 回（20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔）

第 1 期追加 1 回

第 2 期 1 回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第 1 期初回・追加 （四種混合：ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ）	第 1 期初回・ 追加（三種混 合：ジフテリ ア・百日せき・ 破傷風）	第 2 期 （二種混 合：ジフ テリア・ 破傷風）	不活化 ポリオ
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
上 川 浩 美	養老診療所	○	○	○	○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○			
中 村 智 樹					
石 黒 稔					
中 山 雅 臣					
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科ク リニック	○	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○	○	○
今 井 敏 雄					
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○	○
宮 地 道 弘					
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○	○
藤 本 美智子					
大 森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○

日 置 潤 也	日置医院	○	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 麻疹、風しん

2 抗体検査の対象者の範囲

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

3 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）

4 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

5 接種回数 1回

6 自己負担金 無料

7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今 出 陽 一 朗	今出クリニック	○	○	○
上 川 浩 美	養老診療所	○	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院	○		○
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院		○	
今 井 敏 雄				
西 原 寛	西原医院	○		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○
宮 地 道 弘				
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○		○

中 村 智 樹				
石 黒 稔				
中 山 雅 臣				
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院	○	○	○
大 森 斎	大森内科診療所		○	
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○

8 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）

第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○

上 川 浩 美	養老診療所	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院		○
中 川 長 雄	中川医院	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○
今 井 敏 雄			
西 原 寛	西原医院		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○
宮 地 道 弘			
山 根 行 雄	山根医院	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院	○	○
大 森 斎	大森内科診療所	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第62号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ヒブ感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）

追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所

今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市告示第63号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）

追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院

中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第64号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	宮津武田病院
中 山 雅 臣	
中 川 長 雄	中川医院

中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第65号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	

堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第66号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 B型肝炎

2 予防接種の対象者の範囲

1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 3回（27日以上の間隔において2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回接種）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院

伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第67号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。

ア 腸重積正の既往歴のあることが明らかな者

イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者

ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

- (1) 経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
2回(27日以上の間隔をおいて2回接種)
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
3回(27日以上の間隔をおいて3回接種)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
石 井 靖 隆	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所

岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第68号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 令和3年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
- (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。

なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

また、令和3年度末において年齢が75歳の者で、令和4年3月1日以降に接種したものについては、1,000円とする。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院

中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二 藤 本 美智子	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

* * *

宮津市告示第69号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
令和3年4月20日（火）	令和3年10月19日（火）
令和3年5月18日（火）	令和3年11月16日（火）
令和3年6月15日（火）	令和3年12月21日（火）
令和3年7月20日（火）	令和4年1月18日（火）
令和3年8月17日（火）	令和4年2月15日（火）

令和 3 年 9 月 21 日 (火)

令和 4 年 3 月 15 日 (火)

7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル 4 階)

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 長谷川 英 明
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 結 城 真 弥
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 濱 本 喜 彦
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 宮 崎 正
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 亀 井 保 一
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 新 宮 涼 輔
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 森 脇 誠
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 和田野 喜 一
- 3 変更年月日 令和3年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和3年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程
(宮津市事務決裁規程の一部改正)

第1条 宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「課長等」の次に「(次長の配置があるときは、当該事項を所管する次長)」を加える。
別表第4 市民課長専決事項の表中「市民課長専決事項」を「市民環境課長専決事項」に改め、同

表中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 浄化槽の設置等に関すること。

別表第4 上下水道課長専決事項の表を削る。

(宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部改正)

第2条 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程（平成14年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市民課長」を「市民環境課長」に改める。

(宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程の一部改正)

第3条 宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程（令和2年訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民課長」を「市民環境課長」に改める。

(宮津市災害対策本部規程の一部改正)

第4条 宮津市災害対策本部規程（昭和38年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 宮津市災害対策本部組織及び事務分掌の表中

「

行政係 職員係 秘書係 会計係 監査事務局	を	総務秘書係 情報推進係 職員係 会計係 監査事務局	に、
-----------------------------------	---	---------------------------------------	----

」

「

消防防災係 行政係 職員係 秘書係	を	消防防災係 総務秘書係 情報推進係 職員係	に、
----------------------------	---	--------------------------------	----

」

「

1 避難所駐在班の編成及び総括指揮 2 指定避難所の開設並びに避難者の把握及び報告 3 公共交通機関の運行情報収集及び被害状況調査 4 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	企画政策係 定住・空家対策係	を	1 避難所駐在班の編成及び総括指揮 2 指定避難所の開設並びに避難者の把握及び報告 3 公共交通機関の運行情報収集及び被害状況調査 4 所管する施設における利用者の安否情報確認 5 文化及びスポーツ関係団体との連絡調整 6 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	企画政策係 定住・地域振興係	に、
--	-------------------	---	--	-------------------	----

」

「

部長 市民部長 副部長	を	部長 市民環境部長 副部長	に、
-------------------	---	---------------------	----

課長相当職

課長相当職

「

地域福祉係
子育て支援係
障害福祉係
保護係

を

地域福祉係
子育て支援係
障害福祉係
生活支援係

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

----- * * * -----

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程

宮津市公用自動車等管理規程（昭和 46 年訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「作成し、常に整備しておかなければならない」を「、常に整理保管するものとする」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 運転者の登録は、所属長が車両を運転しようとする職員の道交法第 92 条に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の記載事項を確認した上で、運転者台帳を作成し、財政課長へ提出して行うものとする。

第 19 条第 3 項中「市長」を「財政課長」に改め、「の許可」を削り、同条第 4 項中「所属部課長及び安全運転管理者」を「所属長」に、「市長」を「財政課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

----- * * * -----

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般
各 かい

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市長 城 崎 雅 文

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱（昭和 56 年訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「安全運転管理者（総務部長が充たる安全運転管理者に限る。以下同じ。）」を「財政課長」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定による私有車の登録は、あらかじめ所属課長が同条に規定する保険契約及び次条に規定する承認基準を満たすことを確認した上で、私有車公務使用登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、財政課長へ提出して行うものとする。登録簿の内容に変更を生じたときも、また同様とす

る。

第3条第2項中「安全運転管理者」を「財政課長」に改め、「申請書兼」を削り、同条第3項中「申請書兼」を削る。

第10条中「申請書兼登録簿」を「登録簿」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第8号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

令和3年3月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字岩ヶ鼻地内	令和3年4月11日 午前10時00分頃	9台

* * *

宮津市公告第9号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年3月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和3年3月12日付け宮農委第62号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年3月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 令和3年3月19日
至 令和3年4月2日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

水 道 企 業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第3号

宮津市水道使用料金等口座振替収納事務取扱要綱を次のように定める。

令和3年3月2日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道使用料金等口座振替収納事務取扱要綱
水道使用料金、公共下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金の口座振替収納事務については、

宮津市市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和59年告示第12号）の規定を準用する。この場合において、同要綱の規定中「市税等」とあるのは、「水道使用料金、公共下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金」と、「市」とあるのは「宮津市上下水道事業」と、同要綱第3条中「指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関」とあるのは、「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第4号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月11日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第K98008号

- (1) 名 称 三丹住設株式会社
- (2) 所在地 宮津市字鶴賀2070番地
- (3) 代表者 小 谷 嘉 久

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第5号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第16条の規定により告示する。

令和3年3月15日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第5号

- (1) 名 称 三丹住設株式会社
- (2) 所在地 宮津市字鶴賀2070番地
- (3) 代表者 小 谷 嘉 久
- (4) 指定取消の年月日 令和3年2月28日

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第6号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和3年3月16日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第141号

- (1) 名 称 株式会社F U J I Y O
- (2) 所在地 舞鶴市愛宕下町5番地4
- (3) 代表者 代表取締役 藤 田 陽 二
- (4) 令和3年3月16日から令和7年12月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市上下水道告示第7号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月26日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S21144号

- (1) 名 称 株式会社 F U J I Y O
- (2) 所在地 舞鶴市愛宕下町5番地4
- (3) 代表者 代表取締役 藤 田 陽 二
- (4) 令和3年3月26日から令和8年3月25日まで

----- * * * -----

宮津市上下水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月26日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第S21145号

- (1) 名 称 株式会社 ガスネット
- (2) 所在地 宮津市字鶴賀2078番地
- (3) 代表者 代表取締役 橋 本 雅 之
- (4) 令和3年3月26日から令和8年3月25日まで

----- * * * -----

宮津市上下水道告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

所 在 地	名 称
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサースチェーン株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンイレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	
東京都新宿区新宿四丁目1番6号	LINE Pay株式会社
JR新宿ミライナタワー23階	

----- * * * -----

宮津市上下水道告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

徴収事務受託者

所在地 乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地 9

名称 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店

* * *

《規 程》

宮津市上下水道事業管理規程第 1 号

宮津市水道事業及び下水道事業処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業及び下水道事業処務規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業及び下水道事業処務規程（昭和43年水管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条上下水道課管理係の項第17号を削る。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

《公 告》

宮津市上下水道公告第 1 号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第29号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 3 年 4 月 1 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市宇国分の一部

議 会

《規 則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮津市議会議長 徳 本 良 孝

宮津市議会規則第 1 号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を

同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

《規 則》

宮津市学校給食委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市学校給食委員会規則の一部を改正する規則

宮津市学校給食委員会規則（平成30年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び幼稚園」に、「小中学校」を「小学校等」に改める。

第2条第1号中「規定する学校給食」の次に「及びこれに準じて実施する幼稚園給食」を加え、同条第2号中「複数の学校」の次に「及び幼稚園」を加え、同条第4号中「小中学校」を「小学校等」に改める。

第4条第1項中「30人」を「35人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第2号

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則の一部を改正する規則

重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例第8条に規定する旧三上家住宅の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって、その日に最も近い休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「学校評議員」を「学校運営協議会委員」に、「スポーツ推進委員」を「地域学校協働活動推進員」に改め、「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第4号

宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

（宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正）

第1条 宮津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第4条第2項中「第47条の6第2項第1号から第3号まで」を「第47条の5第2項第1号から第3号まで」に改め、同条第3項中「第47条の6第3項」を「第47条の5第3項」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

第12条第1項及び第3項中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第13条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。

（宮津市学校給食委員会規則の一部改正）

第2条 宮津市学校給食委員会規則（平成30年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

（宮津市立図書館協議会運営規則の一部改正）

第3条 宮津市立図書館協議会運営規則（昭和32年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

（宮津市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第4条 宮津市文化財保護条例施行規則（昭和59年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第5号

宮津市民体育館条例施行規則を廃止する規則

宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 6 号

宮津市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

宮津市スポーツ推進委員に関する規則（平成 23 年教委規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

————— * * * —————

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

令和 3 年第 4 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 3 月 5 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 9 日（火）午前 9 時 00 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 5 号

令和 3 年第 5 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 3 月 23 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 26 日（金）午前 9 時 00 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第 6 号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 28 号）第 7 条の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 23 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 宮津市民体育館（宮津市字浜町 3000 番地）
 - (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター
代表者 理事長 森 口 英 一
所在地 宮津市字浜町 3000 番地
 - (2) 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀 2164）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 口 英 一

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 森 口 英 一

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 重要文化財旧三上家住宅（宮津市字河原1850番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人天橋作事組

代表者 理事長 大 村 利 和

所在地 宮津市字宮村1123番地

(2) 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用時間 使用区分			利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前 9 時から 正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
	部分使用	競技場の 2 分の 1 を 使用する場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円
		競技場の 4 分の 1 を 使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
剣道場			940円	1,880円	2,300円	4,710円
柔道場			940円	1,880円	2,300円	4,710円
多目的練習場			1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
トレーニング室（1 人につき）			310円	310円	310円	—
会議室			620円	830円	1,040円	2,300円
健康体力相談室			410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。

- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ

指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。)が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。

- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金	
会議室	冷 房 料	1時間につき	310円
	暖 房 料	1時間につき	310円

(3) 付属設備利用料金

区 分		単 位	利用料金	備 考
移動ステージ		一式 一日につき	20,950円	
バレーボール競技用具		1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具		1組 1日につき	200円	
テニス競技用具		1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具		1組 1日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具		1組 1日につき	200円	
卓球競技用具		1組 1日につき	200円	
放送設備		一式 1日につき	1,570円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル		1枚 1日につき	100円	
コインロッカー		1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンター	1台 1日につき	200円	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	200円	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	200円	
温水シャワー		1回	100円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー及び温水シャワーを除く。)

2 適用年月日

令和3年4月1日

— * * * —

宮津市教育委員会告示第 8 号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第 6 条第 3 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	平日	22,620円	8,170円	11,310円
	土曜日、日曜日及び休日	27,650円	10,050円	13,820円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の 10 分の 6 とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に係る利用料金は、別に定める額とする。ただし、午前 9 時から午後 10 時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 9 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで 又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール	平日	4,200円	1,630円	2,260円
	土曜日、日曜日及び休日	5,130円	2,010円	2,760円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から 1 週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 4 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
文化ホール		6,280円	2,080円	2,500円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用区分 \ 使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	冷 房 料	20,950円	8,380円	8,380円
	暖 房 料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合は、次の表に定める額とする。

使用区分 \ 使用時間		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷暖房利用		4,400円	1,460円	1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞台 設備	金屏風	1 双	1,570円	
	グランドピアノ	1 台	9,420円	調律別
	平台	一式	1,040円	
	演台	1 台	520円	
	司会者用演台	1 台	310円	

	花台	1 台	100円		
	指揮者台	1 台	310円		
	指揮者譜面台	1 台	310円		
	奏者譜面台	1 台	100円		
	映写スクリーン	一式	830円		
	地がすり	1 枚	520円		
	毛せん	1 枚	310円		
照明 設備	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1 列	
	照明 (A) セット	一式	1, 570円	ボーダーライト 1 列 シーリングライト 1 列 フロントサイドライト 一式	
	照明 (B) セット	一式	5, 230円	照明 (A) セット 一式 ロアホリゾントライト 1 列 アッパーホリゾントライト 1 列 ピンスポットライト 1 台 サスペンションライト 1 列	
	サスペンションライト	1 灯	100円		
	ホリゾントライト	1 列	1, 040円	ロア又はアッパー	
	シーリングライト	1 列	1, 040円		
	フロントサイドライト	一式	1, 040円		
	ピンスポットライト	1 台	730円		
	音響 設備	音響基本セット		一式	無料
チャンネル		1 チャンネル	1, 040円	回線料 (PC、ビデオ音声等出力含)	
マイクロ ホン		ダイナミック型	1 本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1 本	830円	
		ワイヤレス	1 本	830円	
マイクスタンド		1 本	100円		
レコーダ ー		カセットテープ	1 台	1, 570円	
		ミニディスク	1 台	2, 090円	
コンパクトディスクプレーヤー		1 台	1, 570円		
モニタースピーカー		各 1 台	1, 040円	固定式又は可動式	
映像 設備	スクリーン	一式	830円		
	ビデオプロジェクター	1 台	3, 350円		
	オーバーヘッドカメラ	1 台	1, 570円		
	ビデオテープデッキ	1 台	1, 040円	DVDプレーヤー一体型	
持込器具		1 kw	310円		

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ 1 回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品 名	単位	利用料金	備 考
舞台設備	グランドピアノ	1 台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1 台	20円	
照明設備	照明基本セット	1 列	無料	ボーダーライト 1列
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各 1 台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各 4 時間）をそれぞれ 1 回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日

* * *

宮津市教育委員会告示第 9 号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和 43 年教委規則第 1 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大会議室	2 分の 1 を使用する 場合	3,140円	1,040円	1,250円
	全面を使用する場合	6,280円	2,080円	2,500円
小 会 議 室		2,510円	830円	1,040円
談 話 室		1,360円	520円	620円
和 室		2,200円	730円	830円
体 験 学 習 室		2,510円	830円	1,040円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1 月の利用回数が概ね 2 回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の 10 分の 8 とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分及び場所			利 用 料 金		
			全 日	半 日	夜 間
			午前 8 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで
大 会 議 室	2 分の 1 を使 用する場合	冷房料	2,200円	730円	830円
		暖房料	2,200円	730円	830円
	全面を使用す る場合	冷房料	4,400円	1,460円	1,660円
		暖房料	4,400円	1,460円	1,660円
小 会 議 室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円
談 話 室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和 室		冷房料	1,670円	520円	620円
		暖房料	1,670円	520円	620円
体 験 学 習 室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

令和 3 年 4 月 1 日

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第3項の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 利用料金

観覧

区 分	個 人 (1人1回につき)	団 体 (1人1回につき)
一般	300円	250円
小学生及び中学生	200円	150円

備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 団体とは、15人以上のものをいう。
- 3 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。
- 4 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅

宅を観覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区 分	個 人 (1人1回につき)
一般	250円
小学生及び中学生	150円

使用

区 分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全 日 (午前9時から午後5時まで)	2,400円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	1,200円
茶室(水屋及び二 畳を含む。)	全 日 (午前9時から午後5時まで)	5,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	2,800円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

2 適用年月日

令和3年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第11号

宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱の一部を改正する要綱

宮津市学校評議員及び幼稚園評議員取扱要綱(平成13年教委告示第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市幼稚園評議員取扱要綱

第1条中「宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和63年教委規則第1号)第17条の2第4項及び」及び「小学校、中学校及び」を削り、「学校等」を「幼稚園」に改め、「学校評議員及び」を削る。

第2条中「校長又は」を削り、「学校等」を「幼稚園」に改める。

第3条中「学校等」を「幼稚園」に改める。

第5条中「校長又は」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第12号

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱（平成26年教委告示第13号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第13号

宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱を廃止する要綱

宮津市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱（平成28年教委告示第 9 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第14号

宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市地域学校協働活動推進員設置要綱

（趣旨）

第 1 条 地域住民、保護者、団体等の参画により、地域全体で子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第 2 条 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、1 学校につき 1 名を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当すること及び複数人での担当を妨げない。

（委嘱）

第 3 条 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 協働活動の推進に熱意と識見を有する者

（任期及び解職）

第 4 条 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

（職務）

第 5 条 推進員は、法第 9 条の 7 第 2 項の規定に基づき、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(推進員協議会)

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて地域学校協働活動推進員協議会（以下「推進員協議会」という。）を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動及び教育課題についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第7条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、公正に職務を遂行しなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進員及び推進員協議会の庶務は、社会教育担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の旧姓使用の取扱いに関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の旧姓使用の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員（非常勤の者を除く。以下「職員」という。）であって、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を定めたものが、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の取扱いについて定めるものとする。

(旧姓を使用することができる文書)

第2条 旧姓を使用することができる文書は、法令に抵触するおそれがなく、かつ、職務執行上支障が生じるおそれがないものとする。

2 旧姓を使用することができる文書等の例は、別表のとおりとする。

3 旧姓の使用に疑義のある場合は、その都度教育長に協議するものとする。

(承認申請手続)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書により教育長の承認を受けなければならない。

2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成29年教育長訓令甲第1号）第2条の規定により準用する京都府立学校

職員服務規程（平成 2 年京都府教育委員会教育長訓令第 1 号）第 12 条第 1 項に規定する履歴事項変更届とともに校長を経由して教育長に提出するものとする。

- 3 採用時において、既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員については、第 1 項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して提出するものとする。

（承認）

第 4 条 教育長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、校長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳に記載するものとする。

（旧姓使用の中止）

第 5 条 旧姓使用の承認を受けた職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により教育長に届け出なければならない。

- 2 前項の旧姓使用中止届は、校長を経由して教育長に提出するものとする。

- 3 教育長は、職員から旧姓使用中止届の提出があったときは、旧姓使用中止通知書により、校長を経由して当該職員に通知するものとする。

- 4 旧姓使用を中止した職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。

（他の任命権者等から承認を受けた職員の取扱い）

第 6 条 教育長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員については、旧姓使用異動届に当該承認を受けたことを証する書類を添付の上、校長を経由して教育長に提出することにより、教育長が旧姓の使用を承認したものとみなし、当該職員に係る第 3 条及び第 4 条の手続を省略することができる。

（臨時的任用職員の取扱い）

第 7 条 旧姓の使用を承認された臨時的任用職員が、当該承認のあった任用期間終了後に新たに任用される場合において、引き続き当該旧姓の使用を希望するときは、旧姓使用承認通知書の写しを校長を経由して教育長に提出することにより、教育長が旧姓の使用を承認したものとみなし、当該職員に係る第 3 条及び第 4 条の手続を省略することができる。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、旧姓使用承認申請書等の様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

法令に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれがない文書等の例

区分	例
(1) 氏名が記載されているのみで対外的に効果を生じない文書等	校務分掌・組織図、学校要覧、組織表名刺、学事関係職員録
(2) 専ら組織内部で使用される文書で、容易に職員の同一性を確認できるもの	職員会議録、起案文書、供覧文書、事務引継書、出張報告書
(3) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの	出勤簿、病気休暇・特別休暇申請書、介護休暇申請書、職務専念義務免除申請書、欠勤申請書、特別休暇届、年次休暇届、代休日指定書、研修承認申請書、週休日の振替簿
(4) 法令等に基づかない通知文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの	通知表、生徒・保護者あての通知文書等で校長の認めるもの
(5) その他の文書等	人事異動通知書、出席簿、その他教育長が認めるもの

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

各教育機関

宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程の一部を改正する規程

宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程（平成30年教委訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童生徒」の次に「並びに幼稚園の園児」を加える。

第4条中「教育委員会事務局等」を「幼稚園又は教育委員会事務局等」に改め、同条第2号中「学校給食」の次に「(幼稚園給食を含む。以下同じ。)」を加え、同条第3号中「学校」を「学校(園)」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁 中 一 般

各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条学校教育課学校教育係の項第24号中「事務局」の次に「及び課」を加え、同条学校教育課学校給食・施設係の項第7号を削り、同条社会教育課社会教育係の項中第9号から第12号までを削り、第13号を第9号とし、第14号から第19号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 田 良 二

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

第82条第1項中「記入するとともに、当該責任者の印を押して」を「署名又は記名押印し」に改める。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け

出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

- 4 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 15 号中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 候補者氏名は、候補者本人が署名又は記名押印すること。

様式第 16 号中「㊟」を削り、同様式の備考中「全員の氏名を書く」を「推薦届出者全員が署名又は記名押印する」に改める。

様式第 19 号中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 2 中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 4 中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 5 その 1 中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 5 その 2 中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 6 その 1 中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 6 その 2 中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約変更届出書には、変更契約書の写しを添付してください。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 7 その 1 中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 7 その 2 中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 9 及び様式第 19 号の 10 中「㊤」を削る。

様式第 19 号の 11 その 1 中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 契約事業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約事業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 19 号の 11 その 2 中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 契約事業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約事業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 21 号中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 22 号中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、後援団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 27 号中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党等の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 31 号中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

- 2 政党等代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党等代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 32 号中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 2 政党等代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党等代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 39 号の 2 中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 39 号の 4 中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 40 号（出納責任者選任届）中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 40 号（出納責任者異動届）中「㊤」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 41 号（出納責任者職務代行開始届）中「㊤」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 この届は、2 通作成し提出すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出

る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

- 3 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 41 号（出納責任者職務代行終了届）中「㊟」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 この届は、2 通作成し提出すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 45 号中「㊟」を削り、同様式の裏に備考として次のように加える。

備考 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、検印責任者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 45 号の 2 中「㊟」を削り、同様式の裏に備考として次のように加える。

備考 証紙受領責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、証紙受領責任者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 46 号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 48 号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 49 号中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 政党その他政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮津市公平委員会

委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年公平委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「行政係長」を「総務秘書係長、情報推進係長」に改め、「秘書係長」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員

監査公表第 90 号

住民監査請求監査結果公表

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 30 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌
同 星 野 和 彦

（注）宮津市個人情報保護条例に基づき個人情報を保護する観点から、個人及び特定の個人が識別される情報は省略した。

請求人に対する監査結果の通知文

宮監第 51 号
令和 3 年 3 月 30 日

請求人

（省 略）

宮津市監査委員 中 村 明 昌
同 星 野 和 彦

住民監査請求に基づく監査の結果について

請求人が令和 3 年 1 月 29 日付けで提起した住民監査請求について、監査の結果を決定したので別紙のとおりに通知します。

決 定 書

第 1 請求人

（省 略）

第 2 請求の要旨（原文のまま記載）

・ 誰が

宮津市長

・ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

- ① 平成 16 年に襲来した台風 23 号で増水し被害をもたらした大手川の京都府による工事（買収は国土交通省の法定受託事務）のために、宮津市所有の法定外公共物等（市道敷地、里道、水路）を売却することなく潰すに任せている。

- ② 一般国道178号（宮津市里波見内）の工事（買収は国土交通省の法定受託事務）のために、平成29年10月20日付けで土地の使用承諾をして、売却等をするともなくまた登記処理もなされていない。
 - ③ 府道舞鶴宮津線（宮津市山中地内）の工事のために、平成30年2月22日付けで土地の使用承諾をしているが、売却等をするともなくまた登記処理もなされていない。
 - ④ 府道舞鶴宮津線（宮津市皆原～惣地内）の工事のために、令和2年2月12日付けで土地の交換協定をしているが、工事で潰れる法定外公共物で潰すに任せて売却等もなされず、登記もされていない土地が残っている。
- ・その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

法定外公共物（里道・水路等）は行政財産であるが、従来は底地は国有地で、お金を掛けて工事・修繕等の管理を市長が行ってきた。

しかしこのような二重構造は複雑で、特に所有権のない土地の管理を市町に任せて負担のみを掛けることとなっていることが不当であるということから（その土地が売却されたら収入は国のものとなっていた）、平成12年頃に実施された地方分権一括推進により、平成16年度を最終めどとして法定外公共物の底地所有権は市町へ一括譲与されたものである。（平成11年7月16日蔵理第2592号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて）参照。

従って、問題としている法定外公共物（里道・水路敷地等）は宮津市の所有物となっている。

住民監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出、、、」に対してすることが出来るとされている（自治法第242条）ので「不当」と認められる財務関係行為についても認められるので、裁判による住民訴訟よりも判断基準は広くて柔軟である。

裁判による住民訴訟の判断基準は違法か適法かのための判断基準である。

そこでまず、「不当」と言えるか否かを述べる。

法定外公共物（里道・水路敷地）は宮津市所有の行政財産である。

平成12年から始まった地方分権一括推進法による地方自治拡大に伴って、国（国土交通省）から一括譲与を受けたものである。

それまでは宮津市が費用を掛けて整備し維持管理してきたものであり、この譲与は当然のこととして考えられていて、他の行政財産と区別してその管理処分を軽微（粗末）に扱ってよいものではない。

法定外公共物（里道・水路敷地等）はれっきとした宮津市所有地（不動産）であるので、この上に国や京都府が河川・国道等の工事をするからと言っても、買収も登記もされることもなく、一方的に潰すに任せることを宮津市が容認しているのは「不当」と言う以外のなにものでもない。

例え相手が国や京都府であったとしても、この道理は何らかわらない。

そもそも地方分権一括推進法による地方分権の推進は、従来の機関委任事務を廃止して自治事務の拡大により、国・京都府・宮津市という上位下達関係の廃止と府・市の対等な地方公共団体の関係の構築（府と市は上下関係にあるものではなく、地方自治法上は役割分担が異なっているにすぎない）を実現したもので、相手が国や京都府だからといって宮津市は相手に何ら遠慮しなければならない関係ではない。

問題にしている大手川等の市有地（里道・水路敷地等）は、買収等もされず登記もされずに潰すに任せる状態になっていて、この状態は「不当」な状態である。

買収等をしてもらって登記処理をされる必要があると考えるのが、市民感覚としては当然と考える。

大手川河川工事では、里導水路敷地以外の市有地（行政財産）は買収して登記されているので、同じ扱いにされるべきである。

次に以上述べた「不当」な状態が「違法」か「適法」か述べる。

この問題を整理する場合に、法治主義の原則から「適法」な処理がなされる必要があるもので、例え何らかの改善（処理）がなされても許されない場合があるので、法治主義の観点から改善の方向性を述べる必要が有るからである。

関係法令として次のものを指摘する。

(財産の管理及び処分) 地方自治法第237条以下

(行政財産の管理及び処分) 地方自治法第238条の 4

第 1 項 (私権の設定の制限)

第 2 項 (行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合の特別規定)

(宮津市財務規則) 行政財産及び普通財産の貸し付けについて規定している

(宮津市法定外公共物管理条例) 里道・水路等の管理について規定している

(宮津市法定外公共物管理条例施行規則) 里道・水路等の管理についての細部規定

(普通財産の管理及び処分) 地方自治法第238条の 5

(宮津市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例) 普通財産を無償等により処分又は貸付けできる場合を規定している。

※参考文献 (地方自治法逐条解説)

法定外公共物 (里道水路等) は行政財産であるが、自治法第237条は普通財産及び行政財産に共通して適用される条文である。

237条第2項は「第238条の4第1項の規定の適用が有る場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸付けてはならない」と規定している。

里道・水路敷地も当然この規定の適用を受ける。

この規定で重要なのは「、条例又は、、、」という部分で、条例の定めが有れば「、これを交換し出資の目的とし若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸付ける。」できることとなる。

この条例として宮津市が定めているのが先に指摘した「宮津市法定外公共物管理条例」及び「宮津市財産の交換・譲与・無償貸し付けに関する条例」である。

前者は里道水路敷地を用途廃止することなくそのまま管理等する場合に適用される。

後者は用途廃止をして普通財産とした場合に適用される。

もちろん条例の上位法として地方自治法が行政財産及び普通財産の管理処分について規定しているので、これに違反する管理処分はできないという制限枠組みが存在するので、これに違反する管理処分は行政財産も普通財産もできないこととなる。

問題としている大手川等の工事で潰されている里道・水路敷地が行政財産のままなのか用途廃止して普通財産になっているのかは不明であるが、特に何か検討された様子もなく潰すに任せている状態なので、用途廃止されていないと考えられる。

大手川の場合は、何ら法的措置 (許可する又は貸付けする等) がなされていないので違法状態である。

国道178号 (里波見) 及び府道舞鶴宮津線 (山中) は、京都府丹後土木事務所長からの申し出に基づいて「使用承諾」なるものを宮津市長が発行して、期限もなく永久的に河川・国道敷地として潰すことを承諾している体裁にはなっているが、これが「適法」なのか否かが問題となる。

地方自治法や市条例の根拠と手続きを踏まなければ「違法」である。

「使用承諾」なるものは全く地方自治法や市条例を意識せずに行われていると思われる。

地方自治法第238条の4 (行政財産の管理及び処分規定) で重要な部分は「、その用途又は目的を妨げない限度において、、、」使用許可 (第7項) も貸付け (第2項) も許されるということである。

行政財産のままでは「、その用途は目的を妨げる、、、」内容の使用許可も貸付けもできないので、このような場合は用途廃止をして普通財産にする必要がある。

大手川の場合は、宮津市法定外公共物管理条例による使用許可も貸付け契約もされてい

いので違法である。

常識的判断では、里道・水路を完全に潰して河川や国道敷地にする場合は、外見上全く里道・水路の痕跡も無くなり、里道・水路の機能も全く無くなるので、このような内容の使用許可も貸付けも地方自治法上はできないし、かりに強引にやったとしても、違法無効である（自治法第238条の4第6項）。

このような場合は用途廃止をして普通財産とする必要があるものである。

国道178号（里波見）、舞鶴宮津線（山中）の「使用承諾」なるものは、地方自治法や法定外公共物の管理条例を全く意識もせず、永久的に潰すに任せることを承諾する内容のものとなっていて違法なものである。

このような「使用承諾」なるものは自治法上も条例上も何処にも規定されていない根拠の無いものである。

宮津市法定外公共物管理条例によると「国や地方公共団へ使用許可する場合は、許可に代わって協議で足りる、、、」とされているが、許可も協議も同じ内容のもので、地方自治法の規定の範囲で許可されることに代わりがない（、用途又は目的を妨げない範囲で許される。）（法定外公共物管理条例第8条）

条例をみても、使用許可できる場合は限定されていて協議の場合もこの許可事例に該当する場合に許可申請に変えて協議をすることで足りることを定めていることは明らかである。

管理条例第8条で「国又は地方公共団が行う公共事業のために第5条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、、、協議し、その同意を得れば足りる。」とされていて、協議ができるのは第5条第1項各号に掲げる行為をする場合に限定されている。

この各号は（1）号から（5）号までであるが、それぞれ、地方自治法に規定する「、用途又は目的を妨げない範囲、。」に該当するものばかりで、河川敷地にするとか国道敷地にするためなどというものは存在していない。

それは当然で、永久的に河川敷地や道路敷地にするための許可も協議も認められていないからである。

里道や水路の法定外公共物を河川敷地や道路敷地にするために使用許可・協議をすることは地方自治法に規定する（、用途又は目的を妨げない範囲で許される。）に該当しないからである。

このような目的で使用させようとする場合は用途廃止して普通財産にする必要があるということである。

次に、里道・水路を用途廃止し普通財産とした場合にどのような処理が可能なのかを述べる。

法令としては地方自治法第238条の5及び「宮地市財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例」、国の通達が問題となる（平成11年7月16日蔵理第2592号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて）。

地方自治法によれば普通財産とすれば処分も貸付けも可能である。

ただし、無償や時価より低い価格で売却、貸付けを行う場合は条例の定めが必要となる（自治法第237条第2項）し、貸付けた場合も必要があればいつでも契約解除及び返還が可能となる特殊な貸付け契約となる。（自治法第238条の5）

この条例が「宮津市財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例」なので、これに従う必要がある。

条例によれば、公共事業の必要から国や地方公共団体が普通財産を必要としているときは、相手の持っている同種の財産と交換することは可能である。（条例第2条）

しかし、普通財産を譲与または時価より低い価格で譲渡する場合（条例第3条）、無償又は時価より低い価格で貸し付ける場合（条例第4条）は他の地方公共団体等にはできるが、国にはできない。（条例第3条、第4条）

地方公共団体に無償譲渡または無償貸し付けするのも義務規定ではなく「できる」規定である。

今回の大手川等でいうと、大手川及び国道178号（里波見）の場合は、法定受託事務で京都府が事業を推進しているが、用地買収は国土交通省名義の財産として取得されるので国の事業であるので無償の譲与は認められないし、無償の貸し付け契約も認められないこととなる。

これらのことは有償でなされなければならない。

そして、貸し付け契約は認められない。

なぜなら、自治法上は貸し付けはいつでも契約解除できるのであるが、河川にするとか道路にするとかの、契約解除を想定していない永久使用目的のための貸し付け契約は認められない。

従って有償で売却されなければならない。

舞鶴宮津線の場合は交換契約をしている部分は有効であるが、何も契約をしていない土地及び「使用承諾」している土地の部分は違法である。

この部分は貸し付け契約は上記の理由で不可であるが、売却又は譲与することは可能である。

いずれにしても、売却又は譲与されれば不動産登記をする必要がある。

参考に説明するが、地方公共団体からこの国への無償の土地の譲与又は無償の貸し付けをしない扱いは、昔から国が地方自治法第237条の解釈運用としてやっていたことである。

条例もこの国の解釈運用にもとづく模範条例準則をそのまま地方公共団体が採用する形で各市町村で条例化されているものである。

里道・水路等の法定外公共物が平成16年度をめどに公共団体へ一括譲与されたときも念押しのお知らせを国（大蔵省）が出している。（平成11年7月16日蔵理第2592号法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて）。

この中で「、市町村に譲与された法定外公共物を将来的に国の公共物の用に供する場合は、一般の市町村財産と同様の扱いによることとなる。従って、例えば、市町村に譲与した里道を将来的に一般国道の用に要することとなった場合においては、国として当該財産の国への再譲与を求めるものではない。」と言っている。

・ その結果どのような損害が市に生じているのか

- ・ 敷地の踏みつぶしが行われていて登記もされていないため、誰の財産か不明となり年月が過ぎるにしたがって権利を喪失する事となる。
- ・ 売却すれば売却代金が入るのに、入るべき売却代金が入っていない（貸し付け可能な場合も同様である。）

・ どのような措置を請求するのか

大手川及び国道178号（里波見）については里道・水路敷地の踏みつぶしが行われていて法令に基づく土地の処理が怠られている。

地方自治法及び条例に即して売却及び登記処理がなされるように請求する。

舞鶴宮津線についても踏みつぶしが行われていて土地の処理が怠られている。

売却が好ましいが条例上は譲与も可能なので売却又は譲与がなされ登記処置がなされるように請求する。

第1 請求の受理

本件請求は、令和3年1月29日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備するものとして受理した。

第2 監査の執行

1 監査の期間

令和3年1月30日から同年3月30日まで

2 監査の対象部署

建設部土木管理課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和3年2月15日に請求人の陳述を聴取した。請求人は、宮津市職員措置請求書の追加記載申出書、並びに、証拠として、「国道178号里波見」、「大手川河川改修後」及び「府道舞鶴宮津線皆原～惣」の現場写真を提出した。

4 関係人の弁明書及び証拠提出

令和3年2月19日に宮津市長は弁明書及びこれに添付し証拠として河川法（抜粋）の写し、国有財産特別措置法（抜粋）の写し、宮津市法定外公共物管理条例の写し、宮津市法定外公共物管理条例施行規則の写し及び国有財産譲与契約書（舞財統第815号平成17年3月31日付け譲与人財務省近畿財務局京都財務事務所舞鶴出張所長譲受人宮津市長及び舞財統第817号平成17年3月31日付け譲与人財務省近畿財務局京都財務事務所舞鶴出張所長譲受人宮津市長）の写しを提出した。

5 関係人の陳述

令和3年2月19日に建設部土木管理課長及び同課建設総務係長の陳述を聴取した。関係人は、証拠として、「30丹土道第10号平成30年2月16日付土地使用の承諾について（依頼）」、「平成30年2月22日付土地使用の承諾について（回答）」の写し、「区域変更・供用開始 位置図 舞鶴宮津線 宮津市字山中地内」、「舞鶴宮津線平面図 宮津市山中地内」、「舞鶴宮津線用地平面図・用地測量図 宮津市山中地内」、「宮土第211号平成29年10月20日付土地使用の承諾について（回答）」の写し、「譲与法定外公共物・特定図面」、「9丹土道第130号平成29年10月17日付土地使用の承諾について（依頼）」、「国道178号（里波見）位置図」、「国道178号区域計画平面図」、「国道178号 用地実測図」、「宮津市字里波見小字浜田 旧土地台帳附属図面」の写し、「令和元年9月9日付施設受領書」の写し、「元丹土道第76号の1令和元年9月3日付国道178号防災・安全交付金（交安）工事に係る施設引渡について」、「国道178号防災・安全交付金（交安）工事 計画平面図」、「同 斜路工①構造図」、同工事の写真、同工事に係る「宮津市法定外公共物（里道）の譲与契約について（伺）」の原議書、一般国道178号用地買収にかかる契約書（案）の写し、宮津市字里波見小字浜田の地積測量図、同工事に係る斜路工構造図、「事務連絡平成30年11月5日付国道178号（里波見）防災・安全交付金（公安）工事の里道機能回復工事に要する用地について（依頼）」、「一般国道178号用地買収にかかる契約書」、同工事に係る地積測量図の写し、同工事に係る用地平面図及び大手川河川改修工事に係る図面一式を提出した。

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付

け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三・四 略

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 第3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 略

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2・3 略

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5～8 略

9 第7項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

イ 河川法

（一級河川、二級河川又は準用河川の指定に係る無償貸付け等）

第100条の2 一級河川又は二級河川の指定があつた場合において、市町村が所有する

当該一級河川又は二級河川の用に供される土地（一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川（以下「普通河川」という。）の用に供するため第三項又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第五条第一項第五号の規定により市町村に譲与されたものに限る。）は、当該土地が当該一級河川又は二級河川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなす。

2 準用河川の指定があった場合において、国が所有する当該準用河川の用に供される土地は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該土地が当該準用河川の用に供されている間、当該準用河川を管理する市町村長の統轄する市町村に無償で貸し付けられたものとみなす。

3 国土交通大臣は、一級河川、二級河川又は準用河川の指定が廃止された場合において、市町村が当該一級河川、二級河川又は準用河川の用に供されていた国の所有する土地を引き続き普通河川の用に供しようとするときは、当該土地について、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該普通河川を管理する市町村長の統轄する市町村に譲与することができる。

ウ 道路法

（道路の敷地等の帰属）

第90条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（以下これらを「敷地等」という。）は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

エ 国有財産法

（無償貸付）

第22条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に無償で貸し付けることができる。

一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。

二～六 略

2・3 略

（譲与）

第28条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

二 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

三・四 略

オ 国有財産特別措置法

（譲与）

第5条 普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することができる。ただし第三号及び第四号の場合にあっては、普通財産である土地については、この限りでない。

- 一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供する目的で寄附された財産について、国が当該用途を廃止した場合において当該地方公共団体（当該地方公共団体に当該財産を寄附した地方公共団体及びこれらの地方公共団体の区域に変更があった場合にその区域が新たに属した地方公共団体を含む。）が公共の用又は直接その用に供するとき。

二～四 略

- 五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

カ 宮津市法定外公共物管理条例 （占用等の許可）

第5条 法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、法定外公共物の機能を維持するための軽易な行為については、この限りでない。

- (1) 電柱、電線、公衆電話所、看板その他の工作物の設置
- (2) 水管、下水道管、電線管、ガス管その他の物件の設置
- (3) 流水（かんがい用水を除く。以下同じ。）の使用
- (4) 土石、竹木その他の産出物の採取
- (5) 掘削、盛土、切土その他の敷地の形状変更（第1号、第2号又は前号に掲げる行為のためにするものを除く。）

- 2 市長は、前項各号の行為がやむを得ないものであり、かつ、市長が定める基準に適合し、当該法定外公共物の管理又は利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の許可をするものとする。

3 略

（許可の更新）

第7条 第5条第1項の許可の期間を更新しようとするときは、期間満了の日前7日までに市長の許可を受けなければならない。

（国等に関する特例）

第8条 国又は地方公共団体が行う公共事業のために第5条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が市長に協議し、その同意を得れば足りる。協議した事項を変更するときも、同様とする。

（用途廃止）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する法定外公共物について、用途を廃止することができる。

- (1) 既にその機能を喪失しており、かつ、将来においてもその機能を回復させる必要がないと認められるもの。
- (2) 代替の機能を有する施設（当該施設を公共物として市が新たに取得することが確実と認められるもの）の設置により存置の必要がないと認められるもの

- (3) 前2号に定めるもののほか、法定外公共物として存置の必要がないと認められるもの

キ 宮津市法定外公共物管理条例施行規則

(許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、宮津市法定外公共物占用等許可申請書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺50,000分の1以上）
- (2) 法務局備付けの公図の写し
- (3) 実測平面図（縮尺500分の1以上）
- (4) 河川の占用等（条例第5条第1項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）の場合にあっては、実測縦断面図（縦縮尺100分の1以上及び横縮尺500分の1以上）
- (5) 実測横断面図（縮尺500分の1以上）
- (6) 工作物の設計図又は物件の構造図（縮尺100分の1以上）
- (7) 境界確定図の写し（原本を証する旨の記載のあるもの）
- (8) 占用面積計算図書
- (9) 産出物の採取にあっては、採取量の積算の根拠を記載した書面
- (10) 当該許可の申請に係る行為に関して、他の行政庁の許認可の処分を受けているときは、当該処分を受けていることを証する書類

(許可基準)

第3条 条例第5条第2項の規定による許可基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 占用等の期間は、次に掲げるとおりであること。
 - ア 電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、電線管及びガス管については、5年以内
 - イ 流水（かんがい用水を除く。以下同じ。）の使用、産出物の採取及び敷地の形状変更については、1年以内
 - ウ その他の占用等については、3年以内
- (2) ～ (7) 略

(期間更新の許可申請)

第6条 条例第7条の規定により条例第5条第1項の許可の期間更新の許可を受けようとする者は、宮津市法定外公共物占用等期間更新許可申請書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、期間更新前の許可書の写しを添付するものとする。

(国等の協議)

第7条 条例第8条の規定による協議をしようとする者は、宮津市法定外公共物占用等協議書をそれぞれ正副各1通市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書に添付する書類については、第2条第2項の規定を準用する。

ク 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

- (1) 本市において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき

2 略

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき

(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき

(3)・(4) 略

(普通財産の無償貸付又は減額貸付等)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき

(2) 略

2 略

(行政財産の無償貸付又は減額貸付等)

第 5 条 前条第 1 項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

ケ 法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて（平成 11 年 7 月 16 日付け蔵理第 2592 号大蔵省理財局長通知）

（中略）

この地方分権推進計画の内容を実施するため、本日付で公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）第 113 条により、国有財産特別措置法第 5 条第 1 項が改正され、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられることになった。この改正規定は関連の規定とともに平成 12 年 4 月 1 日から施行されるので、下記の事項について留意されたい。

（中略）

記

1. 改正国有財産特別措置法第 5 条第 1 項第 5 号について（地方分権一括法第 113 条関係）

(1) 本号は、地方分権推進計画に基づき、いわゆる法定外公共物のうち、里道、水路（溜池、湖沼を含む。）として現に公共の用に供されている国有財産を市町村に譲与するための法律上の根拠を整備したものであり、機能を有している法定外公共物に係る国有財産について、市町村から本号の規定による譲与の申請があった場合においては、国は、(3) において今後とも国が管理する必要があるものを除き、当該申請のあった財産を、市町村に速やかに譲与するものとする。

(2) 略

(3) 本号の規定による譲与の対象となるものは、国土交通省所管の法定外公共物である里道・水路に限られている。したがって、農林水産省所管の財産である漁港区域又は国有林の区域内の里道・水路や、国営土地改良事業により設置された土地改良施設の用に供されている里道・水路にあつては、本号の譲与の対象とならないものである。なお、旧運輸省所管財産の港湾隣接地域内の里道・水路は、法定外公共物ではなく、上記の農林水産省

所管の里道・水路と同様、本号の譲与の対象とならないので留意する。また、国の庁舎等の敷地内にある里道・水路や、里道・水路上に砂防設備等を国が設置している場合における当該公共物の敷地部分については、今後とも国が管理すべきものであるので、本号の規定による譲与の対象とはならないものである。

なお、内務省名義等で登記されている里道・水路であっても、国土交通省所管の法定外公共物として取り扱うべきものは、本号の規定による譲与の対象となる。これらに関して、市町村において判断がつかない場合にあっては、都道府県に照会するものとする。

(4) 略

2.・3. 略

4. 譲与手続を完了する時期について

(1) 地方分権一括法附則第54条第1項において、市町村は「速やかに」譲与財産の特定作業をした上で譲与の申請を行うこととされているところであるが、地方分権推進計画の内容を早期に実現するため、原則として地方分権一括法の施行の日から5年以内（平成17年3月31日まで）に、法定外公共物に係る国有財産の譲与手続を完了することとする。

(2) よって、市町村にあっては、遅くとも平成16年度末までに機能を維持している法定外公共物の譲与を受けられるよう、別に定める期限までに市町村の区域内の譲与財産の特定作業及びその譲与申請を終了すべきものである。

なお、やむを得ない事情により当該期限までに特定作業がしきれなかったものが生じた場合にあっては別途措置を講じる予定である。

5. 法定外公共物の財産管理について

(1)・(2) 略

(3) 平成17年3月31日までに市町村に譲与されなかった法定外公共物は、平成17年3月31日をもって一括して用途廃止し、同年4月1日以降は、国が直接管理するものである

(4) 略

6. その他の周知事項

上記5までの法定外公共物の譲与処理と併せて、下記の点についても都道府県及び市町村に対して周知徹底が図られるので了知されたい。

なお、これに伴い、必要となる改正通達についても追って発遣する予定である。

(1) 略

(2) 譲与財産を国の公共物の用に供する場合の取扱いについて

① 改正国有財産特別措置法第5条第1項第5号により市町村に譲与された法定外公共物である水路（普通河川）がその後1級河川又は2級河川の指定を受けた場合においては、地方分権一括法第433条において新たに設けられる河川法第100条の2第1項の規定により、当該市町村有の財産は、国に無償で貸し付けられたものとみなされることとなる。

② ①の場合のほか、市町村に譲与された法定外公共物を将来的に国の公共物の用に供する場合は、一般の市町村財産と同様の取扱いによることとなる。したがって、例えば、市町村に譲与した里道を将来的に一般国道の用に供することとなった場合においては、国として当該財産の国への再譲与を求めるものではない。

(3) 略

7. 略

コ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

法定外公共物(里道・水路)については、従前は機能管理は市町村、財産管理は国とされていたが、平成12年4月1日施行された地方分権一括法に基づき国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項が改正され、機能と財産管理を一元化するため、法定外公共物に係る国有財産を市町村に譲与する根拠規定が設けられた。

宮津市においても、平成17年3月31日付で近畿財務局と国有財産譲与契約を締結し、譲与されている。

また、すでに市道敷内にある法定外公共物については、道路法第90条第2項の規定で譲与されている。

① 大手川について

平成16年10月の台風23号において大規模な浸水被害が発生し、平成16年12月27日に河川激甚災害対策特別緊急事業に採択され、5年間で短期集中的に河川改修事業が図られており、当該事業の中で、河川拡幅の際に、里道、水路及び市道の一部が河川敷内に取り込まれている。

② 一般国道178号(宮津市字里波見地内)について

一般国道178号(宮津市里波見地内)の拡幅工事に当たり、平成29年10月17日付9丹土道第130号により京都府丹後土木事務所長から宮津市字里波見の里道の一部に係る「土地使用の承諾について(依頼)」が提出されており、同年10月20日付宮土第211号により、京都府が管理する道路としての土地使用を承諾している。

③ 府道舞鶴宮津線(宮津市字山中地内)について

府道舞鶴宮津線(宮津市字山中地内)の拡幅工事に当たり、平成30年2月16日付30丹土道第10号により京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し里道の一部に係る「土地使用の承諾について(依頼)」が提出されており、同年2月22日付で、京都府が管理する道路としての土地使用を承諾している。

④ 府道舞鶴宮津線(宮津市字皆原～惣地内)について

府道舞鶴宮津線(宮津市字皆原～惣地内)の拡幅工事に当たり、令和2年2月12日付で京都府丹後土木事務所長と宮津市長との間で土地交換協定を締結し、工事区域内の里道・水路の表示登記事務について、現在、京都府丹後土木事務所用地課において手続きが進められており、京都府の表示登記完了後、土地の交換手続き及び登記処理を行うこととなっている。

(3) 監査委員の判断

○ 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業に係る里道・水路の管理について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている部分(同監査請求書別紙用地平面

図等赤着色部分)の里道及び水路について、宮津市がこれら里道及び水路部分の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却及び登記処理することを求めている。

しかし、当該里道、水路は、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により市町村に譲与されたものであるから、河川法第100条の2の規定により、当該土地が当該二級河川大手川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなされる。従って、宮津市がこれら里道及び水路部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業に係る市道の管理について

国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定以外の市道については、河川拡幅の際に河川敷内に取り込まれたものの、宮津市は河川敷内に取り込まれた市道部分上部に架かる橋梁を市道として管理し通行の用に供している。つまり、当該市道部分は、河川敷内に取り込まれたとはいえ、同市道部分上部の橋梁において、河川の拡幅前と変わらず通行の用に供されていると認められるから、宮津市が同市道部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 国道178号（宮津市字里波見地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添土地使用承諾関係資料の13.89㎡図面赤着色部分）について、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却及び登記処理することを求めている。

しかし、当該里道については、京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し、土地使用の承諾について（依頼）が提出されており、平成29年10月20日付で京都府が管理する道路として土地使用が承諾され、宮津市は、平成30年11月27日付「一般国道178号用地買収にかかる契約書」に基づき、当該里道の代替施設を京都府から取得し移管を受ける予定である。従って、宮津市が当該里道部分の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 府道舞鶴宮津線（宮津市字山中地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添土地使用承諾関係資料の2.16㎡図面青着色部分）について、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却又は譲与の上、登記処理することを求めている。

しかし、当該里道については、京都府丹後土木事務所長から宮津市長に対し、土地使用の承諾について（依頼）が提出されており、平成30年2月22日付により、京都府が管理する道路として土地使用を承諾している。

同土地使用承諾に基づき、京都府は、府道舞鶴宮津線道路改良事業の一環として、当該里道部分を階段状に整備する改良工事を施した。現在、同改良工事は完了し、当該里道部分は、その余の里道部分と一体的に、府道舞鶴宮津線に出るための里道として宮津市が管理し通行の用に供している。すなわち、京都府の実施した改良工事によって、当該里道部分の形状が階段状のものに変更・整備されたものの、当該里道は、従前同様、宮津市が管理し府道舞鶴宮津線に出るための里道として機能しているものであるから、宮津市が当該里道の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。

よって、本請求を棄却する。

○ 府道舞鶴宮津線（宮津市字皆原～惣地内）について

請求人は令和3年1月29日付監査請求書で問題としている土地部分（同監査請求書別添用地平面図等の赤着色部分）について、宮津市が当該里道及び水路の処理を怠り、潰すに任せているため、地方自治法及び条例に則して売却又は譲与の上、登記処理することを求めている。

しかし、本件については、京都府との間で締結された令和2年2月12日付協定書に基づき現在も事業進捗が図られており、京都府との調整等も事業進捗に併せて進められているところ

であるから、宮津市が当該里道及び水路の処理を怠り、潰すに任せている事実は認められない。
よって、本請求を棄却する。

○ 土地の使用承諾について

宮津市法定外公共物管理条例施行規則第7条は、宮津市法定外公共物占用等協議書を正副各1通市長に提出しなければならないと規定している。

国道178号（宮津市字里波見地内）及び府道舞鶴宮津線（宮津市字山中地内）の請求人が問題とする里道については、京都府丹後土木事務所長から当該「協議書」の提出はないものの、「土地使用承諾依頼書」が提出されており、同土地使用承諾依頼書の内容は、上記宮津市法定外公共物管理条例施行規則第7条が規定する協議書の内容を満たすものであるから、同土地使用承諾が不当・違法なものであるとは認められない。

ただし、土地使用承諾依頼書の内容が宮津市法定外公共物占用等協議書の内容を満たすものであるとはいえ、疑義が生じないように、様式を整理されることを望む。

3 結語

以上の判断により、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年3月30日

宮津市監査委員 中 村 明 昌
同 星 野 和 彦

————— * * * —————

宮津市監査公表第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年3月30日

宮津市監査委員 中 村 明 昌
宮津市監査委員 星 野 和 彦

令和2年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年3月25日まで

3 監査の方法等

令和2年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

また、前年度の指摘事項が改善されているかを重点的に監査を実施した。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められて

いることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら市民に信頼される適正な財務事務の執行に引き続き努められることを期待する。

■令和2年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 令和2年4月1日	職 員 数 平成31年4月1日
市長事務部局	総 務 部	180 人	18 人	17 人
	企画財政部		24 人	23 人
	市 民 部		27 人	28 人
	健康福祉部		46 人	49 人
	産業経済部		24 人	24 人
	建 設 部		20 人	25 人
	会 計 課		4 人	4 人
小 計		180 人	163 人	170 人
議 会		5 人	4 人	4 人
教育委員会		48 人	35 人	35 人
選挙管理委員会		1 人	0 人	0 人
公平委員会		1 人	0 人	0 人
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
農業委員会		3 人	2 人	2 人
公 営 企 業		20 人	13 人	11 人
合 計		260 人	218 人	223 人

職員定数は、市長事務部局が前年までの185人から180人と5人の減員、公営企業が前年までの15人から20人と5人の増員となっている。

職員数は、前年の223人から218人と5人の減員となっている。平成17年の300人から比較すると82人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、令和元年度決算における健全化判断比率は、基準内にあるものの特に将来負担比率は大きく上昇（悪化）しており、府内市町村の中でも突出した高い比率となっていることから、より一層の財政健全化を推進されたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和2年4月1日から同年10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地・建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

	事務事業の件数	合 計	前年度	事務事業の 件数
--	---------	-----	-----	-------------

部 局 等		業務委託	工事・修繕	補助金・ 交付金	貸付金			① 土地・建 物の貸付
市長事務 部 局	総 務 部	41	3	16		60	63	0
	企画財政部	38	2	18	1	59	50	5
	市 民 部	46	6	10		62	70	1
	健康福祉部	74	1	12		87	93	28
	産業経済部	32	16	33		81	113	2
	建 設 部	111	44	1		156	168	4
	会 計 課							
小 計		342	72	90	1	505	557	40
議 会		2		1		3	2	
教育委員会		49	2	14		65	68	45
選挙管理委員会								
公平委員会								
監 査 委 員								
農業委員会		1				1	2	
合 計		394	74	105	1	574	629	85

※ 市民部における環境美化事業補助金、資源ごみ回収活動報奨金については、一括してそれぞれ 1 件とした。

※ 土地・建物の貸付は、監査対象事務事業として今年度から新たに追加した。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、合計で 55 件減少している。内訳は、業務委託が 30 件、貸付金が 1 件増加し、工事・修繕が 78 件、補助金・交付金が 8 件減少している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託 394 件の契約方法は、指名競争入札 22 件(5.6%)、随意契約 372 件(94.4%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数(件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	22	5.6	18	4.9
随 意 契 約	372	94.4	346	95.1
計	394	100.0	364	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
10 万円以下	72	18.3	50	13.7
10 万円超 50 万円以下	137	34.8	130	35.7
50 万円超 100 万円以下	43	10.9	51	14.0

100 万円超 500 万円以下	96	24.4	91	25.0
500 万円超 1,000 万円以下	28	7.1	24	6.6
1,000 万円超	18	4.5	18	5.0
計	394	100.0	364	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○指名競争入札による 22 件の入札者数は次のとおりであった。

○随意契約によるもの 372 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数				前年度 契約件数
			省略	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札							
指 名 競 争 入 札		22			4	18	18
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)						
	第 1 号 予定価格が範囲内	183	8	138	17	20	162
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	169	18	144	1	6	167
	第 3 号 福祉団体等との契約	6		6			12
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号 緊急の必要により	2		2			18
	第 6 号 競争入札に付することが不利	1		1			1
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号 競争入札に付し入札者がいない	11		11			4
	第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		372	26	302	18	26	346
計		394	26	302	22	44	364

① 工事・修繕について

○工事等に係るもの 74 件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの 29 件(39.2%)、随意契約によるもの 45 件(60.8%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—	—	—
指名競争入札	29	39.2	57	37.5
随 意 契 約	45	60.8	95	62.5
計	74	100.0	152	100.0

○契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	24	32.4	34	22.3
50 万円超 130 万円以下	16	21.6	27	17.8
130 万円超 300 万円以下	11	14.9	31	20.4

300 万円超 1,000 万円以下	10	13.5	29	19.1
1,000 万円超 5,000 万円以下	10	13.5	27	17.8
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下	3	4.1	4	2.6
1 億 5,000 万円超				
計	74	100.0	152	100.0

○指名競争入札による 29 件の入札者数は、次のとおりであった。

○随意契約による 45 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積者数				前年度 契約件数
			省略	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札							
指名競争入札		29				29	57
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)						
	第 1 号 予定価格が範囲内	32		21		11	51
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	10		10			18
	第 3 号 福祉団体等との契約						
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号 緊急の必要により	3		3			8
	第 6 号 競争入札に付することが不利						8
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号 競争入札に付し入札者がいない						10
	第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		45		34		11	95
計		74		34		40	152

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。

しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスも見受けられた。

原議書等への押印については、これまで繰り返し厳しく指導してきたことから、不鮮明な押印の数はかなり少なくなり、改善の兆し見受けられた。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、引き続き適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② ペーパーレス化について

グループウェアの活用によりペーパーレス化の取り組みが以前から進められているが、不要な文書の作成や添付、また片面印刷などが見受けられるので、文書の精査と両面印刷等の取り組みにより、ペーパーレス化を更に推進されることを要望する。

③ 契約状況について

契約件数は前年度と比較して、業務委託は 30 件増加、工事・修繕は 78 件減少している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 22 件 (5.6%)、随意契約が 372 件 (94.4%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 29

件 (39.2%)、随意契約が 45 件 (60.8%) となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が 1.7 ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 302 件 (81.2%)、工事・修繕の 34 件 (75.6%) が 1 者見積りで行われている。

業務委託において、予定価格が範囲内、競争入札に付し入札者がいない等の理由による 1 者随意契約見積りによる契約件数が増えており、中でも予定価格が範囲内の 1 者随意契約が対前年度比 40 件 (41.2%) 増と目立って増えている。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。その中でも 1 者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第 5 条第 1 項の業務完了報告書に添付する書類が同じ「業務完了報告書」と誤った記載となっているケースが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金・交付金について

監査対象とした補助金・交付金は 105 件で、前年度から 8 件減少している。監査を行った交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

そうした中、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、職員体制や日常業務の優先性などから収納業務への適正な対応が困難となっている状況も見受けられた。

そうした中ではあるが、負担の公平性と財政健全化の推進の観点から、督促状等文書での催告だけでなく、電話や個別訪問など双方向でのやり取りや顔の見える関係での収納対策に積極的かつ粘り強く取り組まれるとともに、先進地の事例等も調査研究しながら、専門的知識を有した収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策を強く望むものである。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 3 年 3 月 5 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 12 日（金）午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミッブル 3 階） 第 1 コミュニティールーム
- 3 議 題
議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
議案第 10 号 非農地証明交付申請の承認について
議案第 11 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

* * *

宮津市農業委員会告示第 4 号

宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 18 日

宮津市農業委員会
会長 関 野 掲 司

宮津市空き家に付随した農地の別段面積取扱規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、移住及び定住の促進並びに遊休農地の活用及び解消を図るため、空き家を購入又は賃借（以下「取得」という。）し農地を耕作しようとする者の農地取得を容易にする農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する農地の権利移動に係る別段面積の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）移住及び定住 取得した空き家に住民票を置き、日常生活の拠点として居住することをいう。
- （2）遊休農地 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地をいう。
- （3）別段面積 法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条第 2 項の規定により農業委員会が定める面積をいう。
- （4）空き家バンク 宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成 29 年告示第 119 号）に定める宮津市空き家等情報バンクシステムをいう。
- （5）所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。

（別段面積）

第 3 条 多様な農業の担い手の確保により農地の保全及び有効活用を図るため、空き家バンクに登録された空き家を取得して移住及び定住し、耕作のためにその空き家に付随した農地を取得する場合に限り、別段面積を 1 平方メートルとする。

（設定区域）

第 4 条 別段面積を設定する区域については、空き家バンクに登録した空き家の所有者等が所有する遊休農地とし、1 筆毎に地番指定するものとする。

（指定をすることができない農地）

第 5 条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する農地については、別段面積及び区域の指定をすることができない。

- （1）空き家バンクに登録された空き家の所有者等が所有しない農地
- （2）遊休農地でない農地

- (3) 耕作に支障をきたすおそれのある権利が設定されている農地
- (4) 利用権が設定されている農地
- (5) 農地中間管理権が設定されている農地
- (6) 作業受委託契約がされている農地
- (7) 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年告示第128号）又は宮津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第129号）に基づく対象農地となっている農地
- (8) 地域等が取り組む集团的営農活動に活用されている農地
（別段面積及び区域の指定）

第6条 別段面積及び区域の指定申請をしようとする所有者等は、別段面積及び区域の指定申請書を空き家バンク担当課に提出するものとし、空き家バンク担当課は空き家バンクと農地の関連を調査した上で、農業委員会へ回付するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による指定の申請があったときは、申請内容と現地の状況を確認の上、農業委員会の総会に諮るものとし、適当と認めるときは、別段面積及び区域を指定することができる。

3 農業委員会は、前項の指定をしたときは、法第3条第2項第5号の規定により、別段面積及び指定区域を告示するものとする。

（別段面積及び区域の指定の取消し）

第7条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、別段面積及び区域の指定を取り消すことができる。

- (1) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。
 - (2) 空き家バンクに登録した空き家と別で権利移動を行うとき。
 - (3) 所有者等から指定の取消しの申出があったとき。
 - (4) 所有権その他の権利に移動があったとき。
 - (5) 申込内容を偽って登録したことが判明したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか農業委員会が適当でないと認めるとき。
- 2 前項第3号の場合において、所有者等は別段面積及び区域の指定取消申出書を空き家バンク担当課に提出するものとし、空き家バンク担当課は当該申出書の内容を審査した上で、農業委員会へ回付するものとする。
- 3 農業委員会は、前項の規定による指定の取消申請があったときは、別段面積の指定を取り消し、その区域を告示するものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、別段面積及び区域の指定申請書等の様式その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。